

秘

八月一日

參事官室

司法事務官制度創設ニ關スル大體方針ニ就キ別紙ノ如ク條約局ニ於テ起
案ノ處有ハ追テ參事官會議ニ附屬セラレハキ筈ナルモ豫メ御意見ノ次第
有之候ハハ了承致シ置キ度ク此際得貴意候也

(參事官會議議案第四十七號)

司法事務官及司法書記ニ關スル制度制定ノ方針

一 任用

(條約局提出)

司法事務官及司法書記ノ設置ハ領事官カ司法專門家ニ非サルヨリ來ル
該種ノ缺陥ヲ補ハムトスルニ在ルカ故ニ其ノ任用ニ付テハ大體ニ於テ
司法事務官ハ裁判所補佐法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者又
ハ朝鮮總督府判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者トシ司法書記ハ相當年
限間裁判所書記ノ職ニ在リタル者トスルコト必要ナリ

一 職務制限

司法事務官及司法書記任用ノ趣旨ハ現行領事官ノ裁判ニ關スル制度其
ノ者ニハ何等變氣ヲ加フルコトナク專門家ヲ領事館員ニ採用シテ專ラ
司法事務及書記職務ヲ擔任セシメ以テ是等ノ事務ニ關スル條來ノ缺陥

ヲ補ハムトスルニ在ルヲ以テ其ノ職務權限ハ大體左ノ通之ヲ定ムルヲ
適當トスヘシ

(一) 司法事務官及司法書記ノ職務ハ領事館ニ於ケル「訴訟事件非訟事
件ニ關スル事務及登記事務」ニ從事スルモノトス能シテ司法事務
官ハ判事若ハ檢事ノ事務ヲ掌リ司法書記ハ裁判所書記ノ事務ヲ掌
ルモノトス

(二) 司法事務官及司法書記ノ職務ハ之ヲ右ノ如ク一定ノ範圍ニ限定シ
右以外ノ一級職務ニ從事スルコトヲ許サス從テ如何ナル場合ニ於
テモ領事代理又ハ領事館事務代理タリ得サルモノトス

(三) 現行領事官ノ職務ニ關スル則ハ領事裁判權ヲ以テ領事官ノ權限ニ
屬セシムルヲ以テ司法事務官ハ自己ノ權限トシテ裁判ヲ爲スコト
ヲ得ス然レモ領事官ノ代理トシテ裁判ヲ爲スヘキモノトス

(四) 司法事務官及司法書記ヲ設置シテ司法事務及登記事務ヲ擔任セシ
ムト雖裁判權其ノ者カ領事官ニ屬スル以上ハ必要ノ場合領事官自
身裁判ヲ爲シ又ハ已ムヲ得サル場合ニ他ノ館員ヲシテ是等ノ事務
ヲ處理セシムルヲ妨ケサルモノトス

(五) 司法事務官ハ之ヲ特定ノ領事館ニ配置スルモ其ノ兼任地トシテ總
テノ在支領事館ヲ網羅スルモノトス

三 待遇

司法事務官及司法書記ノ待遇ニ付テハ司法事務官ハ委任司法書記ハ判
任トシ司法事務官ニシテ高等官五等以上ノ者ハ領事高等官六等以下ノ
者ハ副領事ト看做シ司法書記ハ外務書記主ト看做シ待遇、代理、分館
主任及兼任地ニ關スル規定ヲ除キ在外公館採用條例ヲ準用スルモノト
スルニ於テ不問ナカルヘク尙司法事務官ニ付テハ其ノ在任中控訴院判

又ハ大審院判事タル資格（裁判所補庶法六九、七〇参照）ヲ得ルノ
 申請ヲ申出セラルルノ區ナカラシメンカ爲之ヲシテ檢事ヲ兼任セシメ
 同時ニ若ノ檢事ヲ以テ定員外トスルコト所望ナルヘシ

秘

司法事務官及司法書記ノ任用、權限及待遇ニ
 關スル問題

一 任用

司法事務官及司法書記ノ設置ハ領事官カ司法專門家ニ非サルヨリ或ル
 諸種ノ缺陷ヲ補ハムトスルニ在ルカ故ニ其ノ任用ニ付テハ大體ニ於テ
 司法事務官ハ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者又
 ハ朝鮮總督府判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者トシ司法書記ハ相當年
 限間裁判所書記ノ職ニ在リタル者トスルコト必要ナリ

一 職務權限

司法事務官及司法書記任用ノ趣旨ハ現行領事官ノ裁判ニ關スル制度其
 ノ者ニハ何等變更ヲ加フルコトナク專門家ヲ領事館員ニ採用シテ專ラ

半澤
 用紙

長官の事務官等
 外務省



司法事務及登記事務ヲ擔任セシメ以テ是等ノ事務ニ關スル從來ノ缺陷ヲ補ハムトスルニ在ルヲ以テ其ノ職務權限ハ大體左ノ通之ヲ定ムルヲ適當トスヘシ

(一) 司法事務官及司法書記ノ職務ハ領事館ニ於ケル「訴訟事件非訟事件ニ關スル事務及登記事務」ニ從事スルモノトス而シテ司法事務官ハ判事若ハ檢事ノ事務ヲ掌リ司法書記ハ裁判所書記ノ事務ヲ掌ルモノトス

(二) 司法事務官及司法書記ノ職務ハ之ヲ右ノ如ク一定ノ範圍ニ限定シ右以外ノ一般館務ニ從事スルコトヲ許サス從テ如何ナル場合ニ於テモ領事代理又ハ領事館事務代理タリ得サルモノトス

(三) 現行領事官ノ職務ニ關スル制ハ領事裁判權ヲ以テ領事官ノ權限ニ

屬セシムルヲ以テ司法事務官ハ自己ノ權限トシテ裁判ヲ爲スコトヲ得ス常ニ領事官ノ代理トシテ裁判ヲ爲スヘキモノトス

(四) 司法事務官及司法書記ヲ設置シテ司法事務及登記事務ヲ擔任セシムト雖裁判權其ノ者カ領事官ニ屬スル以上ハ必要ノ場合領事官自身裁判ヲ爲シ又ハ已ムヲ得サル場合ニ他ノ館員ヲシテ是等ノ事務ヲ處理セシムルヲ妨ケサルモノトス

(五) 司法事務官ハ之ヲ特定ノ領事館ニ配置スルモ其ノ兼任地トシテ總テノ在支領事館及分館ヲ網羅スルモノトス

三 待遇

司法事務官及司法書記ノ待遇ニ付テハ司法事務官ハ奏任司法書記ハ判任トシ司法事務官ニシテ高等官五等以上ノ者ハ領事高等官六等以下ノ



（流通用紙）

者ハ副領事ト看做シ司法書記ハ外務書記生ト看做シ待命、代理、分館主任及兼任地ニ關スル規定ヲ除キ在外公館費用條例ヲ準用スルモノトスルニ於テ不可ナカルヘク尙司法事務官ニ付テハ其ノ在任中總務院判事又ハ大審院判事タル資格（裁判所構成法六九、七〇參照）ヲ得ルノ年限ヲ中斷セラルルノ虞ナカラシメンカ爲之ヲシテ檢事ヲ兼任セシメ同時ニ右ノ檢事ヲ以テ定員外トスルコト肝要ナルヘシ

外務省

條約局長

司法事務官及司法書記ノ任用、
權限及待遇ニ關スル問題

一 任用

司法事務官及司法書記ノ設置ハ領事官カ司法専門家ニ非サルヨリ來ル諸種ノ缺陷ヲ補ハムトスルニ在ルカ故ニ其ノ任用ニ付テハ大體ニ於テ司法事務官ハ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者又ハ朝鮮總督府判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者トシ司法書記ハ相當年限間裁判所書記ノ職ニ在リタル者トスルコト異論ナキ所ナリトス

一 職務權限

司法書記タルノ職務權限ハ裁判所書記ト同一ナラシムルコトニ於テ異論ナキモ司法事務官ノ職務權限ニ至リテハ其ノ職務ハ内地ノ判事若ハ

外務省



檢事ト同一ナリトスルモ自己ノ名ニ於テ裁判權ノ行使ヲ認ムヘキヤ否
ヤハ現行法規ノ解釋其ノ他人選ノ關係等ニ於テ相當困難ナル問題ナリ
而シテ此點ニ付テハ大體左ノ三案ヲ想像スルコトヲ得ヘシ

第一案

現行領事官ノ職務ニ關スル制ヲ改正シ同第六條ニ依リ領事官ニ與ヘラ
レタル裁判權ヲ司法事務官ニ移シ司法事務官ヲシテ自己ノ權限トシテ
裁判權ヲ行使シ得ルモノトスルト共ニ司法事務官ノ關スル限り其ノ監
督權ヲ司法大臣ニ移スモノトス其ノ理由トスル所次ノ如シ

(一) 現行法規ヲ改正セサル前提ノ下ニ司法事務官ヲ設置セザントスレハ
勢司法事務官ヲシテ領事官ノ代理トシテ裁判權ヲ行使セシムルモ
ノト爲ササルヘカラス然レトモ凡ソ代理ハ本官ニ於テ病氣其ノ他

外務省

(已 號川紙)

公務上支障アル場合ニ於ケル變則ニシテ當ニ支障ヲ生スト云フハ
頗ル穩當ナラス

(二) 領事官ノ代理タル以上ハ場合ニ依リ領事官自身ニ於テ裁判權ヲ行
使スルコトヲ認メサルヘカラサルノミナラス時ニ領事官ノ制肘ヲ
受クルコトヲモ豫想セサルヘカラス斯ノ如キ地位ハ司法事務官ト
シテ優秀ノ士ヲ招致スル所以ニ非ス

(三) 領事館ニ於ケル司法事務ノ刷新ヲ圖ラムカ爲テ專門ノ司法官ヲ
設置スル以上ハ事務ノ性質ニ鑑ミ之カ監督權ヲ司法大臣ニ移スニ
非サレハ所期ノ目的ヲ達スルコト困難ナリ

(已 號川紙)

外務省

(已號用紙)

第二案

現行領事官ノ職務ニ關スル制ニ觸ルルコトヲ領事官ノ裁判事務ノ改善ヲ圖ラントスルモノニシテ之カ爲司法事務官ハ自己ノ權限トシテ裁判權ヲ行使スルコトヲ認メス常ニ領事官ノ代理トシテ裁判ヲ爲スヘキモノトス蓋シ領事館員ノ領事官ノ代理トシテ爲シタル裁判ノ有效ナルハ大審院判例ノ認ムル所ナルヲ以テ此ノ點ニ於テ何等ノ不都合ナキノミナラス領事裁判ノ性質上領事官ニ於テ自ラ裁判權ヲ行使シ得ルノ餘裕ヲ存シ置クコト場合ニ依リ必要ナルヘケレハナリ今暫ク本案ニ據リ別紙ニ官制案ヲ掲ク

外務省

(已號用紙)

第三案

司法事務官ノ裁判權代理及監督權維持ノ問題ヲ避ケンカ爲司法事務官ニ代ヘ司法事務專掌ノ領事官ヲ設ケントスルモノニシテ其ノ骨子トスル所凡ソ次ノ如シ
(一) 支那ニ駐在シ専ラ司法事務ニノミ従事スル領事官ヲ特設スルコト
(二) 其官名ハ單ニ現行官制ノ如ク領事、副領事、領事官補トスルコト而シテ其ノ任命ハ特別任用トスルコト
(三) 司法事務ニノミ従事スル領事官ヲ設置シタル領事館ニ於テハ其ノ領事ハ裁判權アルモノトスルコト
(四) 特別ノ場合ヲ除ク外司法事務ヲ專掌スル領事ヲ置キタル領事館ノ

外務省



(已 號川紙)

司法事務ハ領事館長ノ代理關係ヲ離レ專掌領事官ノ本務トスルコト

(五) 司法事務專掌ノ領事ハ官等ノ如何ニ拘ハラス司法事務以外ノ事務ニ付總領事領事ヲ代理セシメサルコト

三 待遇

司法事務官及司法書記ノ待遇ニ付テハ司法事務官ハ奏任司法書記ハ判任トシ司法事務官ニシテ高等官五等以上ノ者ハ領事高等官六等以下ノ者ハ副領事ト看做シ司法書記ハ外務書記生ト看做シ待命、代理、分館主任及兼任地ニ關スル規定ヲ除キ在外公館費用條例ヲ準用スルモノトス(別添官制案參照)ルニ於テ異論ナカルヘク尙司法事務官ニ付テハ其ノ在任中控訴院判事又ハ大審院判事タル資格(裁判所構成法六九、

外務省

(已 號川紙)

七〇參照ヲ得ルノ年限ヲ中斷セラルルノ處ナカラシメンカ爲之ヲシテ檢事ヲ兼任セシメ同時ニ右ノ檢事ヲ以テ定員外トスルコト肝要ナルヘシ

外務省

司法事務官及司法書記の關及の勅令案並說明書

勅令案

司法事務官官制

第一條 支那國に駐在する領事官の行方へ訴訟事件並非訟事件の關及の事務及登記事務に従事せしむる爲め外務省に司法事務官及司法書記を置く

第三條 司法事務官の奏任は十九人より定員とする

司法書記の列任は十九人より定員とする

第三條 司法事務官及司法書記の配置は外務大臣之ヲ告示ス

附則

本令ハ公布の日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第一表外務省ノ部中貿易事務官ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

司法事務官	同上	同上	同上
-------	----	----	----

別表第四表領事。貿易事務官ノ項中「貿易事務官」ノ次ニ「司法事務官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

第一條 在外公館費用條例ハ特命、代理、分館主任及兼任地ニ關スル規

定ヲ除ク外司法事務官及司法書記ノ給與ニ關シ之ヲ準用ス但

シ司法事務官ニシテ高等官五等以上ノ者ハ領事。高等官六等以

下ノ者ハ副領事ト看做シ司法書記ハ外務書記生ト看做ス

第二條 司法事務官及司法書記兼任地駐在中ハ到着ノ翌日ヨリ出發ノ前

日マテ其ノ日數ニ應ジ左ノ割合ニ依リ在勤俸ヲ増給ス

司法事務官ニシテ高等官五等以上ノ者ハ 拾五圓以下

司法事務官ニシテ高等官六等以下ノ者ハ 拾貳圓以下

司法書記ハ 拾圓以下

第三條 外交官領事官赴任及賜暇規則ハ司法事務官及司法書記ニ之ヲ準

用ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

司法事務官及司法書記特別任用令

第一條 司法事務官ハ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者又ハ朝鮮總督府判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者ヲ中ニ選任スルヲ任用ス

第二條 司法書記ハ二年以上裁判所、朝鮮總督府裁判所、臺灣總督府法院又ハ關東都督府法院ノ書記ノ職ニ在リタル者ヲ中ニ選任スルヲ任用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

司法事務官ニシテ檢察ヲ兼ルル者ハ之ヲ檢察ノ定員外トス

附 則

本令ハ公布の日ヨリ之ヲ施行ス

說 明

第一、司法事務官官制案

本官制案ノ主旨ハ法律ノ規定ナル領事裁判制度其ノ者ニハ何等變更ヲ加
スルコトナク専門家ヲ領事館館員ニ採用シテ專ラ司法事務及登記事務ヲ
擔任セシメ以テ此等ノ事務執行ニ關スル從來ノ缺陷ヲ補ハントスルニ在

一、職 務

(1) 司法事務官及司法書記ノ職務ハ官制案第一條ノ示ス如ク領事館ニ於
ケル一切訴訟事件並非訟事件ニ關スル事務及登記事務ニ從事スルニ
在リ而シテ司法事務官ハ檢察ノ事務ヲ兼リ司法書記ハ裁判
所書記ノ事務ヲ掌ルモノトス
司法事務官及司法書記ノ職務ハ此ノ如ク限ラレタル一定ノ範圍ヲ有

又ハ右以外ノ一般館務ニ從事スルコトヲ許サズ從テ如何ナ
 場合ニ於テモ領事代理又ハ領事館事務代理タリ得サルモノトス
 「訴訟事件及非訟事件ニ關スル事務及登記事務」ナル字句ハ領事官
 ノ職務ニ關スル制第六條ニ使用セル字句ヲ其ノ儘採用シタルモノナ
 リ
 (ロ) 官制案第一條「支那國ニ駐在スル領事官ノ行フヘキ」ナル字
 句ヲ設ケタルハ領事裁判權ハ明治三十二年法律第七十號領事官ノ職
 務ニ關スル制第六條ニ依リ領事官ニ與ヘラレタル權限ニシテ此法律
 ノ改正セサル限り司法事務官ハ自己ノ權限トシテ裁判ヲ爲シ得ルモ
 ノニ非ス常ニ領事官ノ代理トシテ裁判ヲ爲スヘキモノタルコトヲ明
 ニシタルモノナリハ從來ノ慣行タル領事何某代理館員何某トシテ裁
 判シタル判決ノ有效タルハ大審院判例ノ認ムル所ナリ

司法事務官及司法書記ヲ置クヘキ場所ヲ支那ニ限リタルハ暹羅國ニ
 ハ目下ノ狀況ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルニ依ル
 (ハ) 司法事務官及司法書記ハ司法事務及登記事務ニ從事セシムル爲メ特
 ニ之ヲ設置シタルモノナルカ故ニ領事官ハ之等事務ニ付テハ成ルルハ
 グ右專任官ヲシテ之ヲ掌ラシムルヲ要スルコト言フ俟タズト雖裁判
 權其ノ者カ領事官ニ屬スルモノタル以上必要ノ場合ニ領事官自身裁
 判ヲ爲シ又ハ已ムヲ得サル場合ニ他ノ館員ヲシテ此等ノ事務ヲ處理
 セシムルヲ妨ケサルハ自明ノ理タリ
 (ニ) 元來司法事務專家ヲ領事館ニ置カントスル目的ハ領事館ニ於ケル
 司法事務及登記事務ヲ掌ラシメ以テ從來ノ缺陷ヲ補ハントスルト同
 時ニ一方支那ノ司法制度並一般法制ヲ研究セシメ他日支那ニ於ケル
 帝國領事裁判權ノ際法律顧問其ノ他ノ名義ヲ以テ本邦人關係裁判

ニ立會ハシムルノ素地ヲ造リ置カントスルニ在リ 但シ後審ハ之ヲ
官制ノ上ニ明記シ難シト認メタルカ故ニ應ト之ヲ省キタル次第ナル
モ本省ハ宜シク司法事務官及司法書記ニ内訓シテ支那ノ司法制度故
一般法制ニ關シ詳密ナル調査研究ヲ命スルノ必要アルコト深説ヲ要
セス

二、官制案第二條ニ司法事務官ノ定員ヲ九人トシ司法書記ノ定員ヲ十九
人トシタルハ大正二年ヨリ同六年ニ至ル五ケ年間各領事館ノ取扱ニ
係ル司法事務ノ件數及最近ニ於ケル各館管轄區域内ノ在留邦人數ヲ
基礎トシテ算定シタルモノニシテ裁判事務ニ從事スヘキ司法事務官
ノ兼任地トシテ總テノ在支領事館及分館ヲ網羅セントス其ノ理由ハ
支那ノ如何ナル場所ニ在任スル邦人ト雖官制上ニ於テハ一律専門家
タル司法事務官ノ裁判ヲ受ケ得ルノ途ヲ開キ置クコト權衡上必要ナ

リト認メタルニ依ル

官制案第三條ハ司法事務官及司法書記ハ在支那各領事館ニ館長トシ
テ分別ニハキモノトシテ明ニシテ之ヲ職掌ナリ

第三、高等官官等考案令改正案

別表第一條ノ改正ハ司法事務官ノ官等ヲ領事ト同級同等乃至七等トシ
テ之ヲ職掌ナリ

別表第二條ノ改正ハ司法事務官ノ俸給ヲ領事ト同一トシタルモノト職掌ナリ

第三、司法事務官及司法書記ノ給與

附則

(一)勅令案第一條ニ司法事務官及司法書記ニ對シテ、俸命ノ規定ヲ設
ケル又前條ノ勅令ニ依リ給與シ付テ領事ヲ代理シ得ルモノトナルカ故ニ

待命、代理及分館主任ニ關スル規定ヲ除キ其ノ俸給其ノ他ノ給與ニ關シ在外公館費用條例ヲ準用スルコトナリ但シ該條例中第四章經費ニ關スル規定ノ適用ナキハ勿論トス

尙ホ在勤俸等ニ關シ四等及ヒ五等ノ司法事務官ハ領事ト看做シ六等及七等ノ司法事務官ハ副領事ト看做スコトナリ

是レ五等以上ノ者ハ之ヲ總領事館ニ配置シ領事館ニハ成ルヘク六等以下ノ者ヲ配置シ以テ領事トノ權衡ヲ保タシメントスルノ趣旨ナリ、六等以下ノ司法事務官ヲ領事官補ト看做サスシテ副領事ト看做スコトナリ、ハ司法事務官ハ其ノ職掌柄成ルヘク妻ヲ任地ニ伴ハシムルヲ便利ト認メタルニ依ル(副領事ハ妻加俸ヲ受ケ領事官補ハ之ヲ受ケス)司法書記ノ給與ニ關シテハ外務書記生ノ例ニ準スルコトナリ

二、(同第二條) 外交官領事官選任及賜假規則ヲ司法事務官及司法書記

ニ準用スルコトトシタルモノニシテ別段ノ説明ヲ要セズ

尙司法事務官及司法書記ノ休暇ニ關シテハ當然在外公館職員休暇規程ノ適用アルハキニ依リ別段ノ規定ヲ要セズ

大正六年勅令第二百三十二號(外國在勤者等臨時増給ノ件)モ亦別段ノ規定ヲ要セズ當然司法事務官及司法書記ニ適用アルハシ

第四、司法事務官及司法書記特別任用令案

一、司法事務官、司法事務官ハ第一ニ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢察タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用スルコトトセリ而シテ臺灣總

督府法院及關東都督府法院ノ判官及檢察官ハ臺灣總督府條例第五條第二項、明治三十二年勅令第三百號及關東都督府判官及檢察官任用令ノ規定ヲ以テ何レニ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢察タル資格ヲ有スル

者ノキニ限ラレ居ルモ朝鮮總督府判事及檢事ニ至テハ明治四十三年制
令第六號ヲ以テ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者
ヨリ之ヲ任用スルト同時ニ裁判所構成法ニ依リ司法官試補タル資格ヲ
有スル者ノ中ヨリ朝鮮總督府司法官試補ヲ命シ朝鮮總督府司法官試補
實務修習及試験規則ニ依リ試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ之ヲ任用スル
コトトナリ居レリ是レ本勅令案第一條後段ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ
尙朝鮮總督府ニ於テハ明治四十三年制令第七號ヲ以テ一定ノ資格ヲ有
スル朝鮮人ヲ朝鮮總督府判事又ハ檢事ニ任用スルコトヲ得ル旨ノ規定
ヲ設ケ居レルカ本勅令案第一條後段ノ適用ニ付キ之ヲ除外セザリシ理
由ハ在支領事館ニ於テモ間島ノ如キ朝鮮人ニ關スル事件ノ繁多ナル場
所ニ於テハ將來或ハ朝鮮人タル司法事務官ヲ置クノ必要ヲ見ルニ至ル
ヤモ計リ難キヲ豫想シタルニ依ル

二、司法書記、司法書記任用ノ資格トシテ二年以上裁判所等ノ書記ノ
職ニ在リタルコトヲ必要條件トナル理由ハ司法書記ノ領事館ニ於ケル
地位ハ裁判所等ニ於ケル書記ト其ノ事情ヲ異ニシ司法事務及登記事務
ニ關スル實務ノ專任官ト爲ルモノナルカ故ニ時ニ實務上ノ經驗ニ富メ
ル者ノ中ヨリ之ヲ採用スルノ必要アリト認メタルニ依ル

第五、司法事務官ノ檢事兼任ニ關スル勅令案

裁判所構成法第六十九條ハ「五年以上判事タル者又ハ五年以上檢事、帝
國大學法科教授若ハ辯護士ニシテ判事ニ任ヤラレタル者ニ非サレハ控訴
院判事ニ補セララルコトヲ得ス」ト規定シ同第七十條ニハ「十年以上前記
ノ職ニ在リタル者ニ非ツレハ大審院判事ニ補セララルコトヲ得サル旨ヲ
規定セリ從テ未タ之等ノ資格ヲクシテ判事若ハ檢事ヨリ司法事務官ニ轉
シタル者ハ其ノ在任中前記ノ資格ヲ得ルノ年限ヲ中斷セララルノ結果ト

爲り斯クテハ到底有能ノ士ヲ誘致シ難カルヘキニ付テ司法事務官ヲシテ
 檢察ヲ兼任セシムルコトトセハ(判事ハ其ノ性質上他官ヨリ之ヲ兼任ス
 ルコトヲ許サス。檢察ニ至テハ別段ノ規定ヲ要セズシテ之カ兼任ヲ命ジ
 得ヘシ)構成法第七十一條ノ規定ニ依リ司法事務官在任中ノ年限ハ當然
 前記所定ノ年限ニ通算セラルルコトトナリ以テ此憂ヲ除キ得ヘシ。而シ
 テ兼任檢察ハ亦檢察ノ定員(判事檢察官等俸給令)ニ算入セラルルコト
 トナルヘキニ付キ之ヲ除外セムカ爲メ本勅令案ノ規定ヲ設ケタルモノト
 ス

第四一回參事官會議議事要録

大正十年九月十三日午前十時三十分開會

出席者 林、菊池、雄延、小村、花岡、河合、矢田部、成濱、

坂元(缺席) 本村、青木、松永、杉村、澤田

- 議題
- (一) 人事會議ノ制内規案ニ付高裁ヲ仰キタル處上層ノ意見トシテハ本案ノ
 - (二) 外交官領事官赴任及勅服規則申改正案(議案第四六號)
 - (三) 司法事務官及司法書記ニ關スル制度制定ノ件 (議案第四七號)

(一) 人事會議制内規案高裁ニ關スル報告

人事會議ノ制内規案ニ付高裁ヲ仰キタル處上層ノ意見トシテハ本案ノ
 精神ハ大體現在ニ於テキ實行セラレ居ルヲ以テ本會議議ノモノヲ新
 設スルノ必要ナカルヘク又人事關係ヲ會議ニ於テ討論スルノ可符モ擬
 再討論スヘキ問題タルヘキヲ以テ本案ハ參考トシテ議取り置クニ止

ムル起テ以テ原議ノ返還ヲ受ケタル旨林議長ヨリ報告アリタリ

(二) 外交官領事官赴任及賜職規則中改正案（議案第四六號）

勞頓重光參事官ヨリ本案ノ沿革理由等ニ付説明アリ討議ニ入り

(1) 本案趣旨ハ藝ニ恩給年數加算法律案ト關聯シ邊陲又ハ不健康地在勤者優遇方法トシテ既ニ是認セラレタルモノナルヲ以テ異議ナク通過シ

(2) 邊陲又ハ不健康地在勤期間ト其ノ以外ノ在勤期間トノ關係ニ付討論アリタルモ兩者ハ三ト二トノ比例ヲ以テ換算通計スヘキハ當然ナルヘシト解釋スルコトニ決シ

(3) 次ニ別表指定地ニ付テハ增加税出テタルモ結局

カルカツタヲ孟買ノ次ニ

コロンボヲ新嘉坡ノ次ニ

☆

☆

☆

人

クイブタウンヲコロンボノ次ニ（杉村參事官ニ於テ有方ナル異議ヲ挿ムトキハ撤回スルノ保留ヲ以テ追加スルコトニ意見一致シ本案ヲ議了シタリ

(三) 司法事務官及司法書記ニ關スル制度制定ノ方針（議案第四七號）

討論ニ入ルニ先チ小村參事官本案制度ノ沿革及理由ニ付説明スル處アリ更ニ條約第三課參事官提案者ノ代表シテ本案全般ニ付説明シ次ニ先テ大體ノ討論ニ入り本案趣旨ニ付テハ何等異議ナキモ其ノ制度ノ細項ニ付テハ多少ノ議論アリ即チ

(1) 司法事務官ノ職務權限説明中

(四) 裁判權其者カ領事官ニ屬スル以上ハ必要ノ場合領事官ヨリ裁判ヲ爲シ又ハ已ムヲ得サル場合ニハ他ノ領員ヲシテ裁判ヲ爲サシメ得ル仕組ハ特ニ設ケントスル制度ヲ無視スル難アリ少シク不徹底ナルヲ以テ此ノ關係ヲ明確ニ規定シテハ如何トノ説アリタルモ司法事務官不在病氣

開會時間三十分

(2) 等ノ場合ニ處セントスル趣旨ニ過キサル旨答辯アリ
司法事務官ノ爲ス裁判ノ形式ニ關シ領事ノ署名ヲ用ヅルヤ又ハ領
事代理司法事務官等ノ名義ヲ以テ用ヅルヘキヤハ領事官ト司法事務官
トノ關係及司法權獨立ノ觀念等ニ關聯シ充分講究ノ要アルヲ認メ外國
ノ例其體法台等調査スルコトトシ

(3) 次ニ司法事務官ノ待遇方法ニ關シ司法部内ノ爲材ヲ招請スルノ方
策トシテ司法省側ノ希望タル洋行ノ外ニ官等并就定年短縮ノ特典ヲ
附與スルコトトシテハ如何トノ説アリ仍テ其ノ可否調査方(2)ト共ニ
米海事務官ニ依託スルコトトシ

(4) 尙本案審議ニ關シテハ司法當局ノ意圖ヲ審酌シ之ト聯絡ヲ保ツ必
要アルニ付次回會議ニハ三宅外務書記官(司法省參事官)ノ出席ヲ求メ
引續キ慎重審議スルコトニ決セリ



第四二回參事官會議議事要録

大正十年九月二十日午前十時開會

出席 林、菊地、能延、小村、花岡、河合、杉村、矢田部、
重光(缺席) 木村、青木、松永、澤田、武重

- 議題
(一) 司法事務官及司法書記ノ制度新設ノ件 (議案第四七號)
(二) 外務省月報改善ノ件 (議案第四八號)

(一) 司法事務官及司法書記ノ制度新設ノ件

本案ニ就テハ小村參事官ヨリ本日出席ノ旨ナリシ三宅兼任外務書記官
(本任司法省參事官) 差支ノ爲出席無之處次回會議ニハ夫レ起司該省
側ノ氣分ヲモ探リタル上出席ノ趣ニ付本案ノ附議ハ次回ニ延期シ本日
ハ先ツ議案第四八號ヲ審議シ時間ノ餘裕アラハ本案ニ關シ前同調査ヲ
委託シタル實地事項ニ付米海事務官(條約三課)ノ説明ヲ聽取スルニ

止ムルコトニ致度キ旨提議アリ依テ右様可決議案第四八號ノ審議ニ
入ルコトトセリ

(二) 外務省月報改善ノ件

先ツ重光參事官本案ノ大體ニ付説明スル處アリ次ニ討議ニ入り大体ノ
趣旨ヲ是認シ

- (1) 外務省報ト改題シ月二回定期發行トスルコトニ付テハ別ニ異論ナク
- (2) 外務省關係事項ニシテ官報ニ掲載セラレタルモノハ可成其ノ全文
ヲ轉載スルコト可ナルモ其ノ必要ナキモノハ其ノ要旨ノミヲ掲載ス
ルコトトシ
- (3) 同文通譯、訓達等部内一般ニ周知セシムルニ適當ニシテ機密ニ涉
ラサルモノヲ省報ニ掲載シ公信ニ代フルノ案ハ外務省事務ノ性質ニ

鑑ミ頗ル危険ニシテ且在外公館ニ於ル文書整理上不便尠カラサルハ
キノミナラス本案方法ニ依ルモ大ナル手數ヲ省略スルコトナカルヘシ
トノ異説アリ結局折衷方法トシテ此等事項ハ從來通公信ヲモ發スル外
可成之ヲ省報ニモ掲載スル主義ヲ立ツル位ニ止ムルコトトシ

- (4) 雜報ニ關シテハ政治的方面ノ記事モ在外公館員ニ周知セシムルヲ可
トスルモノ例ヘハ大運會議ニ關スル記事等ヲモ掲載シテハ如何トノ説
アリタルモ差當リ雜報記事ハ人ト事項ニ關スル概況爾ハハ社會的記事
即チ人事消息及前例ニ於ル大運會議ノ彼我委員ノ顔網レ乃至會議期日
等位ニ止メ國際會議ノ内容等ハ之ヲ掲載セサル方安全ナルヘシトノ意
見ニ一致シ

- (5) 次ニ本案實行方法ニ關シ文書課長ヨリ諮ル處アリ此等事項ハ文書課
長ノ權限ニ委シ可然トノ説アリタルモ其ノ大部分ヲ決定シ置クコト可
ナルヘシトノ意見ニ一致シ討論ノ結果

- (イ) 材料ノ彙集最モ困難ニシテ現在ノ月報ハ材料蒐集ノ關係上人事移動、官報切替等ノモノトナリタルニ付本案實行ノ爲ニハ廣ク各局課ヨリ材料ヲ求ムルコトヲ要スルヲ以テ支書課長ニ於テ本案決裁ノ上ハ各部局課ニ通牒シ各部局ニ主任ヲ定メ之ニ就キ材料ヲ求ムル方法ヲ採ルコトトシ
- (ロ) 本案實行ニ關スル費用及人員ハ特ニ心配ヲ要セス會計課長及人事課長トノ彙集ニ依リ總合セ付クヘキモノナルヘキヲ認メ
- (ハ) 印刷ニ關シ本省印刷所現在ノ狀態ニ於テハ到底月二回發行困難ナルヘキヲ以テ支書課長ニ於テ會計課長ト總合ノ上或ハ外部印刷ニ付スルコト可ナルヘシトノ意見ニ異議ナク
- (ニ) 尙右ニ關聯シ本省印刷所ノ制度甚ク紊亂シ居ルヲ以テ之ノ用度辨ノ所管ヨリ取り敢テ支書課長ノ所管ニ移スノ急務ナルコトヲ認メテリ

閉會 正午

第四四回參事官會議議事要録

大正十年九月二十七日午前十一時開議

出席 鮭延、小村、花園、青木、杉村、矢田部、重光、

三宅兼任書記官(本任司法省參事官)米澤事務官

(缺席 林、菊地、木村、松永、河合、澤田、武富)

議題 (一)司法事務官及司法書記ノ制度新設ノ件(議案第四七號)

(二)外務省報ノ件ニ關スル支書課長ノ報告(議案第四八號)

鮭延人事課長臨時議長席ニ就ク

(一) 司法事務官及司法書記ノ制度新設ノ件

(A) 三宅兼任外務書記官(本任司法省參事官)本件ニ關スル司法省側

ノ内意嚮陳述ノ爲出席左ノ意見ヲ述ヘタリ尤モ同官ハ司法省側ヲ代表スルモノニ非ス單ニ外務書記官タル資格ニ於ルニ己ノ私見ヲ述フル

ニ過キサル旨附言セリ

(1) 原案ニ對スル大體ノ意見トシテハ多クノ異見ナキモ先ツ

(イ) 領事官ト司法事務官トノ職務權限ニ關シ、領事裁判權ヲ現在ノ如ク領事官ニ專屬セシメ司法事務官ハ單ニ其ノ委任ニ依リ領事官ノ代理トシテ裁判事務ヲ擔當スルニ過キス且ツ領事官ニ於テ司法事務官ノ職務ノ實質ニ迄干涉シ得ルノ組織ト爲ストキハ獨立ナルヘキ司法官ヲ行政官ノ監督下ニ立タシムルコトト爲リ觀念上面白カラサルノミナラス司法事務官ニ司法部内ノ逸材ヲ濫用スルコト金タ困難ニシテ從テ司法省側ノ同意ヲ得難カルヘシ

(ロ) 次ニ司法事務官ノ待遇問題ニ關シ
司法事務官ヲシテ控訴院判事又ハ大審院判事タル資格ヲ得ルノ年限ヲ申斷セラルルノ惧ナカラシメンカ爲檢事ヲ兼任セシメントスル案ニ關シテハ檢事ハ法規上原告官ナルヲ以テ裁判事務ニ

(2) 然ラハ之カ對案如何ニ付テ私見ヲ述フレハ

(イ) 第一案トシテハ
司法事務官ヲシテ自己ノ名ニ於テ裁判セシムルコト勿論之カ爲ニハ領事官ノ職務ニ關スル法律ヲ根本的ニ改正セサルヘカラサルモ支那ニ於ケル國際關係トシテハ現ニ英國ノ例ニ倣スルモ敢ヘテ不都合ニ非サルヘシ

(ロ) 第二案トシテハ
若シ第一案ノ如ク現行法規改正ヲ欲セサレハ司法事務官ニ換フルニ領事代理様ノ官職ヲ新設シ裁判事務ノミヲ擔當スル領事官

タラシメ之ニ司法官ヲ任用シ當然ノ權限トシテ裁判セシムルコト
右ノ制度ハ司法部内ニ於テ現ニ實行セラレツツアル檢察代理ト
同一ノ精神ニ基クモノニシテ前記領事代理ハ特定ノ領事ヲ代理
スル現制領事代理ト意味ヲ異ニシ總括的ニ領事ノ職務ヲ代理ス
ル官職タラシメ領事ト併置シ只領事ノ裁判權ノミヲ管掌セシム
ルコトトシ

且ツ一般領事ノ裁判權モ從來通保存シ必要ノ場合又ハ已ムヲ得
サル場合等ニ於テ領事自身裁判ヲナスカ如キ組織トナサハ名實
共ニ司法官ノ權威ヲ保存セシムルヲ得ルカ故ニ司法省トシテモ
悉ラク同意スヘク又適材ノ來任ヲ見ルコト容易ナルヘシ
或ハ本案ニ依ルトキハ其ノ監督ニ付不安ノ憂ヲ懷クモノナキニ
非サルヘキモ領事代理ノ身分上ノ事項ニ付テハ當然領事之カ監

督ノ任ニ當リ其ノ職務事項ニ關シテハ領事裁判ノ上訴審
ノ管轄權例ヘハ長崎控訴院、關東都督府法院等ニ於テ監督セハ
何等ノ不都合ナカルヘシ

最モニ待遇ニ關シテハ大審院又ハ控訴院判事必スシモ地方裁判
所判事ヨリ上席ナルニ非ス地方裁判所部長ノ如キ大審院、控訴
院判事ヨリ上席ナルモノアリ然レトモ強テ大審院又ハ控訴院判
事タル資格ニ必要ナル年限ヲ中斷セラルルコトナカランメント
セハ領事代理在任中ノ年限ヲ右資格取得年限ニ通算スルコトニ
法規ノ改正ヲ試ムレハ可ナラン右ニ付テハ多少ノ障礙ナキニ非
サルヘキモ最近司法省參事官ニ付既ニ其ノ改正アリ又現ニ朝鮮
總督府、臺灣總督府所屬司法官ニ付テモ同様ノ運動モアルコト
ナレハ領事代理モ之ニ均沾必スシモ難事ニ非サルヘシ
右ノ意見ヲ聽取シタル後左ノ質問應答ヲナシタリ

(B)

- (1) 現行制度ニ於テハ外務大臣ハ國交上必要アリト認メタルトキハ領事ノ裁判ヲ停止セシメ得ル處領事代理ノ裁判ニ付テモ此ノ停止權ヲ認ムルハ行政權ト司法權トノ抵觸ヲ來スカ如キ慎ナキヤトノ質疑出テタルモ三宅參事官ハ領事代理ニ對シテモ決シテ領事以上ノ裁判權ヲ認ムルモノニ非サレハ斯ル憂ナキ旨答辯セリ
- (2) 司法事務官ヲ領事代理トナスヨリハ寧ロ百尺竿頭一步ヲ進メテ領事ト爲シ只其ノ職務權限ヲ裁判事務ニ制限シテハ如何トノ説アリ三宅參事官勿論贊意ヲ表セリ

(3) (イ) 司法官ニ檢察ヲ兼任セシムルハ控訴院判事又ハ大審院判事タルノ資格取得年限繼續ノミニ非ス外務部内ニ來リテモ後日ノ爲メ司法省ト身分上ノ連絡ヲ取り置ク方本人ノ爲安全ナルヘシトノ懸念ニ基クモノナルヲ以テ檢察兼任説ヲ排斥スルハ司法省側

ヨリ見テ如何トノ贊成ニ對シ三宅參事官ハ司法省ニ於テハ洋行シタル司法事務官ハ何時ニテモ其ノ職務ヲ繼續スルヲ以テ其ノ職ニ付テハ懸念ナカルヘキ旨答辯セリ

(ロ) 給與ノ點ニ關シ司法省側ニ於テハ領事官ト同等ノ待遇ヲ欲スルモ部長タル領事官ノ待遇ヲ要求スルモノニ非ス部長タラザル同等官ノ給與ヲ望ムニ過キサルモ此ノ點ニ關シテハ豫メ讓解ナキ條司法省側ノ讓解ヲ求メ置クコト必要ナルヘキヲ認メタリ

(0) 以上意見交換ノ結果大體外務司法兩省側ノ意圖ノ合致點ヲ求メ得タルヲ以テ本件ニ關シ本日ノ讓解ニ基キ條約局ニ於テ更メテ起案スルコトニ決シタリ

(二) 外務省報ノ件ニ關スル文書部長ノ報告
外務省報ノ件ニ關シ文書課長ヨリ左ノ通報告アリタリ

本件實現方法ニ付考究シタル處之カ經費ニ付省外ノ印刷ニ付スルトキハ年額五千圓ノ經費ヲ要スルモ省内印刷所ニ於テ印刷スルトキハ年額三千五百圓ヲ以テ足ルノ計算ナルヲ以テ會計課長ノ意思ニ基キ省内ノ印刷ニ付スルコトトシ尙從來月報發行ノ緩慢ナルハ主トシテ印刷ノ敏捷ナラサルニ在ルモ文書課ニ於ル校正ノ遲延亦是カ原因タラサルニ非サルヲ以テ之カ校正ヲ敏捷ニスルト共ニ印刷所ヲ督勵スレハ幾分外務省職事來ノ總旨ノ實現ヲ期シ得ヘシ

閉會 正午

支那ニ於ル司法制度ノ梗概

附、支那ニ於ル外國ノ司法機關

條約局起草

支那ニ於ケル司法制度ノ梗概

第一、支那ノ司法制度

一、現行制度ノ沿革

現行ノ支那裁判所構成ハ前清宣統元年十二月ニ公布ノ法院編制法ヲ襲用シタルモノニテ大體ニ於テ我裁判所構成法ヲ模倣シ大理院・高等審判廳・地方審判廳及初級審判廳ノ四級三審制ト爲シ各級ニ多數ノ各級裁判所ヲ設置シタルカ之ニ配置スヘキ適材ニ乏シク且經費モ不足セン爲メ民國三年ニハ地方審判廳ヲ廢止シタルモノ三分ノ二ノ多キニ及ビ初級審判廳ハ全部之ヲ撤廢シ以テ今日ニ及ヘリ

一、裁判所ノ構成

支那ノ裁判所即チ審判廳ハ分テテ左ノ三種トシ審判廳ノ階級ニヨリ一人乃至五人ノ推事(判事)ヲ以テ審判ス

(イ) 地方審判廳ハ第一審トシテ一定民刑事事件第二審トシテ初級管轄法廷ノ判決ニ服セス控訴シタル事件ヲ管轄ス

尙地方審判廳ヲ設置セサル各縣ノ司法事務ハ縣知事ニ委任シテ之ヲ處理ス

(ロ) 高等審判廳ハ地方審判廳ノ第一審判決ニ服セス控訴シタル事件及地方審判廳ノ第二審判決ニ服セス上告シタル事件ヲ管轄ス

(ハ) 大理院ハ高等審判廳ノ第二審判決ニ服セス上告シタル事件及法令ニヨリ大理院ノ特別權限ニ屬スル事件ヲ管轄ス

尙以上各審判廳ハ地方ノ狀況ニヨリ夫々分廳又ハ分院ヲ設タルニトシ得

一、檢察廳ノ構成

(イ) 檢察廳(或檢察局)ニ當ルハ左ノ三種アリテ各審判廳ニ配置セラル

第一 地方檢察廳

第二 高等檢察廳

第三 總檢察廳

(口) 各檢察廳ニ檢察長一人檢察官二人以上ヲ置ク其ノ職權ハ刑事ニ付捜査、起訴及判決執行ノ監督ヲナシ又民事ニ付訴訟當事者トナリ又ハ公益代表者トナル又各檢察官ハ司法警察ヲ調度ス

一、審判廳及檢察廳ノ配置

北京ニ大理院及總檢察廳ヲ置キ各省域ニ高等審判廳及檢察廳ヲ置キ縣鄉ニ地方審判廳及檢察廳ヲ置クコトトナリ居ルモ實際設置シアルハ北京ノ大理院及總檢察廳ノ外高等審判廳及高等檢察廳二十二、地方審判廳及地方檢察廳三十八其ノ他審判廳及檢察廳ノ分廷三十二ナリ
一、司法官ノ任用

推事(判事)及檢察官(檢事)ハ法官考試任用章程ニヨリ二回ノ試験ニ合格シタル者ヨリ之ヲ任用ス而シテ法政法律學校在學三年ニシテ其ノ卒業證書ヲ所持スルヲ以テ受験資格トス又一定ノ學歷若ハ經歷アルモノハ第一回ノ試験又ハ全部ノ試験ヲ免除シ之ヲ任用スルノ途ヲ開ク

一、監獄

監獄ハ司法部ノ監督ニ屬シ高等檢察長ハ司法部ノ委任ニ依リ其ノ管轄内ノ監獄ヲ監督ス
司法部ハ刑ニ監獄改良ノ必要ヲ認メ第一ニ新式監獄ノ建設ヲ企テ今日ニテハ全國ニ亘リ二十七ノ新式監獄アリ其ノ監房工場等新式ニシテ構造稍堅トシ且モ工場ハ宛然トシ遊商店ノ觀アスト云フ次ニ各省舊監獄ノ改良ヲモ計畫シ且レリ又刑罰被告人ノ拘禁所ハ甚ダ不潔ニシテ無秩序ナリ

一、司法警察

司法警察ハ檢察官之ヲ調度ス京師憲兵隊司令官、警察廳總監、警察廳長、
縣知事等ハ其ノ所轄内ニ於テ司法警察官トシテ犯罪捜査ノ權ヲ有ス又警
察官及憲兵ハ司法警察ノ補助機關トシテ犯罪ノ捜査ヲ爲ス尙支那ノ警察
ハ街路交通ノ取締ニ其ノ全力ヲ盡シ居ルヲ以テ司法警察ハ殆ト見ルニ足
ルモノナント云フ

一、律師（辯護士）

律師ハ一定資格アルモノニ就キ試験ヲ行ヒ律師ノ證書ヲ下付ス尙司法部
ハ律師ノ檢定及其ノ義務等ニ付テハ相當ノ注意ヲ拂ヒ居ルモノノ如シ

二、司法行政

一切ノ司法行政ハ司法部ノ管連ニ屬ス又司法部ハ裁判事務ノ監督方法ト
シテ重要ナル民刑事事件ノ判決書ヲ徵シテ之ヲ調査シ或ハ審判等ニ付不當
ノ點アルトキハ人民ヨリ直接司法部ニ陳情スルヲ得ルコトトナリ居レリ

一、司法制度運用ノ現狀

支那ノ司法制度ハ我法制ニ模倣シタルモノニシテ舊成法源歐法等國ヲ我
ニ別ラサルモノナキモ未ダ整備セサルモノ多ク形式備ハルモ運用ノ實ニ
ニ伴ハサルコト稀ナラス又上級司法官ハ相當ノ學識ヲ有シ且適材適所カ
サルカ如クナルモ下級司法官ハ學識經驗共ニ淺薄ナリ且收賄ノ弊風ハ審
判廳、檢察廳及監獄ヲ通シテ行ハレ從テ審判ノ公正ヲ期シ難キハ尙前清
時代ト異ナラサル實情ナリト云フ又諸般ノ法律命令ニ我法制ニ準ヒ制定
セラレ居ルモ普及實施セラルルニ至ラズ唯滿洲ノ司法制度ニ付テハ支那
當局ニ於テ其ノ改良ニ努メ奉天ノ高等及地方審判廳共ニ人材乏カラス且
職務ニ格勤ナリ正ニ支那法院中出色ノ觀アリ

第三支那ニ於ケル外國人關係ノ司法制度

一、領事裁判制度ノ沿革

支那ニ於ケル領事裁判制度ハ千八百四十二年ノ南京條約及千八百五十八年ノ天津條約ニ其ノ端ヲ發シタルモ之ニヨリ大體ノ形式備ハリタルニシテ其ノ後續例ニヨリ或ハ條約ニヨリ補足セラレ漸次發達シ來タルモノナリ日本ハ支那トノ間ニ明治二十八年ノ日清講和條約及明治二十九年ノ日清通商航海條約ニヨリ大體歐米諸國同様ノ領事裁判ニ關スル取極成立ヲ見タリ

一、外國裁判所ノ構成

支那ニ於ケル外國人ヲ被告トスル外國人支那人間ノ民刑事件ハ當該外國官吏ニ於テ又條約國人相互間ノ事件ハ被告所屬國官吏ニ於テ之ヲ審判ス而シテ右審判ハ行政官タル領事官ヲ行ハレムルモノハ領事單獨ノ裁判ニ依ルモノト陪審官制度ヲ執ルモノトアリト正式ノ司法官ヲ行ハレムルモノトニ様アリ日本及其ノ他多數ノ諸國ハ前者ニ屬シ英米ノ兩

ハ後者ニ屬ス但シ英米兩國ノ制度ニ於テモ比較的輕微ナル事件ニ對シ領事ノ裁判權ヲ認メ居レリ尙上海ニハ特殊ナル會審衙門ノ制アリ

(1) 日本ノ領事裁判制度

甲 領事官ノ裁判管轄權ノ範圍

(1) 領事官ハ法令、條約及慣例ニ依リテ其ノ範圍ニ於テ其ノ管内ニ於テ本邦人ヲ被告トスル民刑事事件ニ就キ我地方裁判所及區裁判所ノ職務ヲ行フ但シ重罪ニ付テハ豫審ヲ爲スノミニテ其ノ公判ヲ爲スコトヲ得サルモノトス此等重罪ノ公判ハ長崎地方裁判所ノ管轄ニ屬スルヲ原則トスルモ間島滿洲又ハ南部支那ニ於テ領事官ノ爲シタル豫審ニ對スル公判ハ夫々朝鮮總督府地方法院關東都督府地方法院及臺灣總督府臺北地方法院ノ管轄ニ屬ス又國交上支障アル刑事事件ハ内地、朝鮮、關東州若ハ臺灣ノ裁判所ニ移管セラルル

コトアリ

(2) 領事官ノ裁判ハ總テ第一審ノ事件ニ限ル其ノ區裁判所ノ職務ニ該當スル事件ノ裁判ニ付テモ控訴審ヘ之ヲ管轄スルコトナシ

乙 檢察

檢察タル職務ハ領事館員又ハ警察官ニ於テ之ヲ行フ

丙 上級裁判所

領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル上訴事件ハ總テ正式裁判所ニ於テ之ヲ管轄ス而シテ正式裁判所トハ長崎地方裁判所及同控訴院並大審院トス但シ滿洲ニ在ル領事官ノ爲セル裁判ニ對シテハ關東都督府法院間島ニ在ル領事官ノ爲セル裁判ニ對シテハ朝鮮總督府法院南部支那ニ在ル領事館ノ爲セル裁判ニ對シテハ臺灣總督府法院ヲ以テ夫々上級裁判所トス

丁 南滿東蒙ニ於ケル特殊制度

所謂開放地外ノ南滿洲及東部內蒙古各地ニ雜居セル本邦人ト支那人

トノ區別訴訟ハ一般ノ領事裁判同様被告主體ヲ原則トシ日本人被告ノ場合ハ日本領事官ニ於テ又支那人被告ノ場合ハ支那國官吏ニ於テ審判シ互ニ員ヲ派シ臨席傍聽セシムルコトヲ得又土地ニ關スル日支人間ノ民事訴訟ハ支那國ノ法律及地方慣習ニ依リ兩國ヨリ員ヲ派シ共同審判スルコトトス

(四) 英米式ノ裁判制度

英國ノ裁判所ハ地方法院及高等法院ノ二法院アリ

(1) 地方法院 (Provincial Consular Court)

一般民事事件ハ重大ナル事件ハ高等法院ノ管轄ニ屬スルコトアリ及比較的輕微ナル刑事事件ヲ管轄ス領事裁判所ノ構成ハ事件ノ大小ニ依リ同シカラス比較的輕少ノ事件ハ領事ノ單獨裁判トシ然ラサル事件ニ就キテハ陪審官ヲ使用シ領事ヲ裁判長トス

(2) 高等法院 (Supreme Consular Court) は上海に設けられ正式に裁判所として其の裁判官は專門の判事ヲ以テ之ニ充テ他方法院管轄外ノ民刑事件ノ第一審並に地方法院ノ裁判ニ對スル第二審ヲ管轄ス、民刑事件間ハ正式裁判官ノ外陪審官ヲ附ス又高等法院ノ判事ハ時時各地方法院ヲ巡廻シ民刑事件ヲ審判スルコトヲ得ルモノトス尙高等法院ノ判決ニ對スル上訴ハ重要ノモノノミ本國ノ最高裁判所(樞密院)ニ提起シ得ルコトトナリ居レリ

(3) 檢察ヲ設ケス總テ何人ニモ公訴ノ權ヲ認ム尤モ實際ハ多ク警察官ニ於テ起訴ス

英國ノ裁判制度モ大體ニ於テ同様ナリ

(ハ) 上海會審衙門

各領共同居留地及佛國專管居留地ニ各會審衙門アリ尙會審衙門ノ性質ハ

明瞭ヲ缺クト雖元來支那ノ裁判所ト認ムハキモノナリトシテ説テ其實情ハ寧ロ國際的ノモノナリ

(1) 審判

支那側會審官及外人會審官各一名立會ノ上審判ス

(2) 管轄ハ民事ト刑事トニ依リ相同レカテサルモ大體ノ主義トシテハ共同租界會審衙門ハ共同租界内ニ於テ發生レタル刑事事件若ハ同租界内ニ在任ナル支那人ニ關スル民事事件ニシテ支那人間若ハ佛國人以外ノ外國人ヲ原告トシ支那人ヲ被告トスル事件ヲ管轄シ佛國專管居留地會審衙門ハ同居留地内ニ發生レタル刑事事件又ハ同居留地内居住支那人ニ關スル民事事件ニシテ支那人相互間又ハ支那人ヲ被告トシ佛國人ヲ原告トスル事件ヲ管轄ス但シ死刑ニ該當スル事件ハ豫審ノミ之ヲ爲レタル上支那官憲ニ引渡スモノトス元來支那人被告ノ民

刑事件ハ支那官憲ニ於テ審判スルモ、ナラシ上海居留地内ニ在リテハ此ノ特制ヲ布ケリ

(3) 上訴

會審衙門ノ判決ニ對スル控訴事件ヲ審判スルハ、テ裁判所ノ設ケナレ

一、司法警察

司法警察即チ犯人ノ搜查逮捕ハ領事館附若ハ各國民團所屬警察官ニ於テ之ニ當ル

尙支那警察官ハ開放地ハ專管居留地以外ノモノニ在リテハ外國人犯人ヲ搜查逮捕スルヲ得ス尤モ屋外ニ在リテ若シ捕獲スルトキハ逃走ノ虞アリ現行犯ノ場合ニ限リ之ヲ逮捕スルコトニ得ルモ直ニ當該國官憲ニ引渡スルキモノトス又未開放地ニ在リテハ支那警察官ニ於テ外國人犯人ヲ搜查逮捕スルモ速ニ當該國領事官ニ引渡スルヲ要ス

一、監獄

日本領事館ノ監獄ハ何レニ館内ニ附設セラレ其ノ設備完備セス

一、外國人關係民刑事件ヲ管轄スル支那裁判所

(1) 支那裁判所ノ構成

支那人ヲ被告トスル外國關係ノ民刑事件ハ地方行政官タル縣知事ニ於テ之ヲ審判セ其ノ裁判ニ不服アルモノハ各省特派交渉員ニ上訴スルコトヲ得セシメ其ノ裁判ヲ以テ終審トス尤モ支那審判廳ニ於テモ外國側ヨリ訴訟ノ提起アルトキハ之ヲ管轄ス尙比較的重要ノ事件ハ裁判ノ形式ニヨラス外交手段ニヨリ解決セラルルヲ常トス
蓋シテ素ト此種外國人關係ノ民刑事件ハ行政官タル知縣ニ於テ之ヲ審判シタルカ其ノ後正式裁判所タル審判廳ノ設置セラルルニ及ビ支那側ニテハ此種事件ハ同審判廳ニ於テ管轄セシメタルカ北京外交團ヨリ支那

政府ニ對シテ審判廳裁判官ノ不規律且不公平ナル爲メ外國人ハ著シク不利益ヲ蒙ルコトアルニヨリ此種ノ事件ハ條約ノ規定通リ關係領事ト支那地方行政官トノ會審ニ付スヘキコトヲ申入レ結局支那側ハ前記ノ通り原則トシテ依然行政官ヲシテ審判ニ當ラシムルコトトナレリ

(ロ) 所謂觀審問題

支那人ヲ被告トスル外國人關係ノ民刑事事件ノ裁判ニハ當該關係國領事館員ニ於テ之ニ立會フコトトナリ居レルモ其ノ立會ノ程度ニ付テハ條約ノ解釋上年來支那及外國間ニ未ダ解決セザル懸案アリ蓋シ外國側ハ會審即チ外國領事館員ニ於テモ其ノ審判ニ參與スルノ權限アルヲ主張シ支那側ニテハ單ニ觀審即チ傍聽ノ權アルニ過キスト主張シ居レリ從テ各地ニ於ケル取扱モ區々タルヲ免レザル實情ナリ

支那ニ於ケル外國ノ司法機關

第一 英國

英國ハ下級裁判所トシテハ領事ノ裁判權ヲ認メ上級法衙トシテ正式ノ裁判所ヲ設クルノ制ヲ採レリ

(一) 地方法院

- (イ) 原則トシテ各領事館ノ管轄内(上海ヲ除ク)ニ地方法院ヲ置ク
 - (ロ) 地方法院ハ民事ニ付テハ特ニ別令ヲ以テ高等法院ノ管轄ニ專屬セシメタル事項ノ外一切ノ民事事件ヲ管轄シ刑事ニ付テハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百磅以下ノ罰金ヲ言渡スヘキ事件ニ付管轄權ヲ有ス
 - (ハ) 地方法院ハ領事ヲ以テ裁判官トス
- 地方法院ハ適當ナル英人ヲ以テ錄事ニ任命シ其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得
- 民事ニ付テハ訴訟物ノ價格百五十磅以上ノ事件刑事ニ付テハ三ヶ月

ヲ超ニル徴収又ハ二十磅ヲ超ユル罰金ヲ管轄スヘキ事件ニ付テハ參
審員ヲ必要トス但シ參審員ハ裁判ニ與カルノ權ナシ

(二) 高等法院

(イ) 上海ニ高等法院ヲ置ク

(ロ) 第一審トシテ勅令ニ指定シタル民事事件ニ付專屬的管轄ヲ有スル
外一切ノ民事刑事ニ付地方法院ト共同ノ管轄權ヲ有ス

第二審トシテ地方法院ノ判決ニ對スル控訴及高等法院力第一審トシ
テ爲シタル判決ニ對スル覆審ヲ管轄ス

高等法院ノ控訴又ハ覆審判決ニ對シテハ其ノ重要ノモノニ付英本國
樞密院ニ上告ヲ爲スコトヲ得

(ハ) 高等法院ニハ正判事一人及必要ノ員數ノ補助判事ヲ置ク

五人乃至十二人ノ陪審員ヲ置ク一定ノ民事刑事ニ付テハ必ス之ヲ陪
審員ノ他ノ事件ニ付テハ當事者ノ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ附

ハコトヲ得

一人乃至三人ノ英人參審員ヲ置ク

一人ノ録事ヲ置ク

(三) 巡回裁判

正判事又ハ補助判事ハ各地方法院ノ管轄ニ出張シテ一切ノ民事事件ヲ
審判シ地方法院ノ記録書類ヲ査閲シテ注意ヲ與フルコトヲ得巡回ノ時
檢ニ付テハ別ニ定アトニ非ス事件起リテ必要生スル毎ニ隨時出張ス

第二 米 國

米國ハ下級裁判所トシテ領事ノ裁判權ヲ認メ上級裁判所トシテ在支米國
法院 (United States Court for China) ヲ設ク其ノ構成法上ノ地位ハ合衆國
裁判所 (Federal Court) ノ系統ニ屬シ大體 District Court (地方法裁判所)
ニ相當ス

(一) 領事裁判所ハ民事ニ付テハ五百弗以下刑事ニ付テハ禁錮二月以下又

秘

ハ罰金百弗以下ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス
在支米國法院

(イ) 在支米國法院ハ上海ニ常設ス但シ少クトモ年ニ一回廣東、漢口、天津ニ出張シテ開廷ス尙必該ニ依リ隨時他ノ米國領事館所在地ニモ出張開廷スルコトヲ得

(ロ) 第一審トシテ民事裁判所ニ屬セサル民刑事件(上海ノ領事ハ裁判權ナキ故ニ一切ノ民刑事件)第二審トシテ在支各領事裁判所ノ判決ニ對スル控訴ヲ管轄ス

在支米國法院ノ裁判ニ對スル控訴上告ハ米國ノ法廷(桑港ニ開廷スル控訴院)ニ之ヲ提起セサルヘカラス

(ハ) 判事ハ一人ニシテ相當地位アル法律家タルコトヲ要ス判事ノ外檢事、書記、書記長、判事録事各一人アリ

司法事務官待遇ニ關スル諸問題

一 司法事務官ニ對シ裁判所構成法第六十九條及第七十條ノ資格年限ヲ事實上短縮スルノ可否

司法事務官ニ檢事ヲ兼ネシメントスルハ裁判所構成法第六十九條及第七十條ニ規定スル資格年限ノ中斷ヲ防止セムトスル趣意ナルハ勿論ナレトモ更ニ進ンテ支那ニ駐在スルカ爲其ノ在職年限ニ若干ノ増加ヲ爲サムトスルハ裁判所構成法規定ノ年限ヲ事實上短縮スルノ結果トナリ到底不可能ナコトニ屬ス蓋シ裁判所構成法ニ於テ控訴院又ハ大審院ノ判事タルニ前者ハ五年後者ハ十年ヲ在職年限ヲ附シタルハ此等上級審ハ事實ノ覆審又ハ法律適用ノ當否ヲ判定スル重責ヲ帶ヒ事實ノ確定ハ第二審ノ權限ニ屬シ法令ノ解釋ハ大審院ノ專權ニ歸スルノ關係上其ノ

半澤
已號用紙

外務省

(已號用紙)

職務ノ執行ニ際リテハ單リ法學上ノ智識ノミナラス多大ノ經驗ヲ要スルヨリ五年乃至十年ノ年限ヲ附シタルモノナルヘク即チ内地正式ノ裁判所ニ勤務シ正式ノ裁判事務ニ従事スル判事スラ五年乃至十年ヲ經過スルニ非サレハ控訴院又ハ大審院ノ判事タルコト能ハサルニ變則ナル領事裁判事務ヲ擔當シナカラ却テ短キ期間ニ於テ司法事務官ハ其ノ資格ヲ得ルト云フカ如キハ彼此權衡ヲ失スルノミナラス恩給年限計算上ノ特別取扱ノ如キ或意味ニ於テ一種ノ慰勞トモ謂フヘキモノトハ全然其ノ性質ヲ異ニシ裁判ノ威嚴公平ヲ企圖スル上ニ於テモ實行スルコトヲ得サルモノト認ム

二 昇等ヲ早クスルコトノ可否

昇級年限ヲ短縮スルコトハ官等俸給令ニ對スル除外例トナルヘク朝鮮

外務省

(已號用紙)

其ノ能ノ殖民地ニ於テモ未タ其例アルヲ見ス但高等官ハ七等官以下ハ昇級ニ付停年ノ定メナキヲ以テ初任ニ付相當ノ爵位ヲ加フルハ妨ケナカルヘシ

三 恩給法遺族扶助料法ノ年限ニ付特別ノ取扱ヲ爲スコトノ可否

臺灣朝鮮等ニ在勤スル官吏ハ其ノ臺灣朝鮮ニ在勤中ノ年數ハ一年ニ付六ヶ月ヲ加算スルノ定メナルモ海外ニ在勤スル外交官領事官ニハ其ノ特典ナシ畢竟在勤俸ノ關係ナルヘシ司法事務官ハ公館費用條例ノ適用ヲ受ケ在勤俸ヲ受ケ領事ト同一ノ待遇ヲ受クルヲ以テ他ノ領事官ト殊別シテ特ニ年數ヲ加算スル必要ナキノミナラス領事トノ權衡上同一ノ待遇ヲ爲スヲ以テ足レリトスヘシ

外務省

参考

臺灣又ハ樺太ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律（明治三十三年三月三十一日）
法律第七十五號

（已號用紙）

第二條 臺灣又ハ樺太ニ在勤スル文官判任以上ノ者ニシテ三箇年以上引續キ在職シタル者ニハ官吏恩給法並官吏遺族扶助法ノ在官年數計算ニ於テ其ノ在職一箇月ニ對シ半箇月ヲ加算ス但シ從軍年ノ加算アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
前項ニ依リ加算シタル年月數ハ軍人恩給法ニ於テ文官服務中ノ日數中ニ算入ス
第一項ノ加算ハ臺灣又ハ樺太ニ到着シタル日ニ始マル

朝鮮總督府及關東都督府等在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律（明治四十五年五月十五日）
法律第四十八號

外務省

（已號用紙）

明治三十三年法律第七十五號第一條ノ規定ハ別ニ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外朝鮮總督府及關東都府並其ノ所屬官署ニ在勤スル内地人タル判任以上ノ官吏ニ之ヲ準用ス

朝鮮ニ在勤スル内地人タル陸海軍所屬ノ文官判任以上ノ者並同陸軍監獄看守ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件（明治四十四年四月一日）
法律第六十一號

明治三十三年法律第七十五號第一條ノ規定ハ朝鮮ニ在勤スル内地人タル陸海軍所屬ノ文官判任以上ノ者ニ之ヲ準用ス
明治三十五年法律第二十九號第一條ノ規定ハ朝鮮ニ在勤スル内地人タル陸軍監獄看守及陸軍警守ニ之ヲ準用ス

外務省

(已號用紙)

朝鮮ニ在勤スル官内官ノ恩給遺族扶助料及退官賜金ニ關スル件 (明治四十三年十二月三十日 皇室令第四十一號)

第一條 朝鮮ニ在勤スル官内官ニシテ三年以上引續キ在職シタル者ノ恩給遺族扶助料及退官賜金ノ在官年數ヲ計算スル場合ニ於テハ其ノ在職一箇月ニ對シ半箇月ヲ加算ス但シ從軍年ノ加算アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ加算ハ朝鮮ニ到着シタル日ニ始マル

第三條 本令ノ規定ハ朝鮮人タル官内官ニ之ヲ適用セス

朝鮮臺灣又ハ樺太ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律 (明治三十三年三月三十一日 法律第七十六號)

外務省

(已號用紙)

第一條 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テ服役スル軍人ニシテ六箇月以上引續キ服役シタル者ニハ軍人ニ恩給法ノ服役年數計算ニ於テ其ノ服役一箇月ニ對シ現役外ノ年月トシ半箇月ヲ加算ス但シ從軍年又ハ外國航海年ノ加算アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
前項ニ依リ加算シタル年月數ハ官吏恩給法ニ於テ在官年數中ニ算入ス

第一項ノ加算ハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ到着シタル日ニ始マル

朝鮮在勤在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律 (明治四十年四月二十三日 法律第四十四號)

韓國ニ在勤スル在外指定學校職員ニシテ三箇年以上引續キ在職シタル

外務省



(已 號 用 紙)

者ニハ在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ノ在職年數計算ニ於テ
其ノ在職一箇月ニ對シ半箇月ヲ加算ス但シ從軍年ノ加算アル場合ハ此
ノ限ニ在ラス
前項ノ加算ハ任地ニ到着シタル日ニ始ル

外 務 省

勅令第 號

司法事務官官制

第一條 外務省ニ司法事務官及司法書記ヲ置ク

第二條 司法事務官及司法書記ハ支那國ニ駐在ス

司法事務官ハ支那國ニ駐在スル領事官ノ行フヘキ訴訟事件並非訟事件

ニ關スル事務及登記事務ニ付領事官ヲ代理ス

司法書記ハ其ノ上官ノ命ヲ承ケ前項ノ事務ニ從事ス

第三條 司法事務官ハ奏任トシ九人ヲ以テ定員トス

司法書記ハ判任トシ十九人ヲ以テ定員トス

第四條 司法事務官及司法書記ノ配置ハ外務大臣之ヲ告示ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

秘

(參事官會議議案第四十七號關聯)

司法事務官及司法書記ニ關スル勅令案竝説明書

(條約局提出)

參照 裁判所構成法

第十八條第三項 司法大臣ハ適當ナル場合ニ於テハ區裁判所判事試
補又は郡市町村ノ長ヲシテ檢事ヲ代理セシムルコトヲ得

司法書記	司法事務官	官別 館別	司法事務官及司法書記豫定配置表
二	一	開島	
二	一	安京	
二	一	奉天	
二	一	錦嶺	
二	一	上海	
一	一	哈爾濱	
二	一	長春	
二	一	遼陽	
二	一	牛莊	
二	一	天津	
二	一	厦門	
二	一	漢口	
一	一	濟南	
一	一	福州	
一	一	吉林	
三	一	計	
三	一		

左の如く
右の如く

勅令第 號

司法事務官官制

第一條 支那國ニ駐在スル領事官ノ行フヘキ訴訟事件並ニ民事事件ニ關スル事務ニ登記事務ニ從事セシムル爲外務省ニ司法事務官及司法書記ヲ置ク

第二條 司法事務官ハ委任トシ十五人ヲ以テ定員トス

司法書記ハ判任トシ二十三人ヲ以テ定員トス

第三條 司法事務官及司法書記ノ配置ハ外務大臣之ヲ告示ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第一表外務省ノ部中貿易事務官ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

司法事務官	同上	同上	同上	同上
-------	----	----	----	----

別表第三表中領事、貿易領事官ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

司法事務官	四五〇〇	一級四一〇〇	一級三四〇〇	一級二七〇〇	二級二〇〇〇	二級一八〇〇	二級一六〇〇	二級一四〇〇
-------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

第一條 在外公館費用條例ハ特命、代理、分館主任及兼任地ニ備スル規

定ヲ除クノ外司法事務官及司法書記ノ給與ニ關シ之ヲ準用ス但

シ司法事務官ニシテ高等官五等以上ノ者ハ領事、高等官六等以

下ノ者ハ副領事ト看做シ司法書記ハ外務書記生ト看做ス

第二條 司法事務官及司法書記兼任地駐在中ハ到着ノ翌日ヨリ出發ノ前

日マテ其ノ日數ニ應シ左ノ割合ニ依リ在勤俸ヲ増給ス

司法事務官ニシテ高等官五等以上ノ者ハ 拾五圓以下

司法事務官ニシテ高等官六等以下ノ者ハ 拾貳圓以下

司法書記ハ 拾圓以下

第三條 外交官領事官兼任及賜暇規則ハ司法事務官及司法書記ニ之ヲ準

用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

司法事務官及司法書記特別任用令

第一條 司法事務官ハ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者又ハ朝鮮總督府判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

第二條 司法書記ハ十年以上裁判所、朝鮮總督府裁判所、臺灣總督府法院又ハ關東都督府法院ノ書記ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

司法事務官ニシテ檢事ヲ兼スル者ハ之ヲ檢事ノ定員外トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

說 明

第一、司法事務官官制案

本官制案ノ主旨ハ法律ノ規定セル領事裁判制度其ノ者ニハ何等變更ヲ加フルコトナク専門家ヲ領事館館員ニ採用シテ專ラ司法事務及登記事務ヲ擔任セシメ以テ此等ノ事務執行ニ關スル從來ノ缺陷ヲ補ハントスルト同時ニ一方支那ノ司法制度及其ノ運用ノ實際並一般法權ヲ研究セシメ以テ他日支那ニ於ケル帝國領事裁判權擴張ノ際支那側裁判ノ運用ヲ監視セシムルノ素地ヲ作り置カントスルニ在リ

一、職 務

(イ) 司法事務官及司法書記ノ職務ハ官制案第一條ノ示ス如ク領事館ニ於

ケル「訴訟事件並非訟事件ニ關スル事務及登記事務」ニ從事スルニ在リ而シテ司法事務官ハ判事若ハ檢事ノ事務ヲ掌リ司法書記ハ裁判

所書記ノ事務ヲ掌ルモノトス

司法事務官及司法書記ノ職務一此ノ如ク限ラレタル一定ノ範圍ヲ有
スルカ故ニ右以外ノ一般職務ニ從事スルコトヲ許サス從テ如何ナル
場合ニ於テモ領事代理又ハ領事館事務代理タリ得サルモノトス
「訴訟事件並非訟事件ニ關スル事務及登記事務」ナル字句ノ領事官
ノ職務ニ關スル制第六條ニ使用セル字句ヲ其ノ儘採用シタルモノナ
リ

(ロ)官制案第一條冒頭ニ「支那國ニ駐在スル領事官」行フヘキナル字
句ヲ設ケタルハ領事裁判權ハ明治三十二年法律第七十號領事官ノ職
務ニ關スル制第六條ニ依リ領事官ニ與ヘラレタル權限ニシテ此法律
ヲ改正セサル限り司法事務官ハ自己ノ權限トシテ裁判ヲ爲シ得ルモ
ノニ非ス當ニ領事官ノ代理トシテ裁判ヲ爲スヘキモノトコトヲ明

ニシタルモノナリ(從來ノ慣行タル領事何某代理館員何某トシテ裁
判シタル判決ノ有效タルハ大審院判例ノ認ムル所ナリ)

(ハ)司法事務官及司法書記「司法事務及登記事務ニ從事セシムル爲メ特
ニ之ヲ設置シタルモノナルカ故ニ領事官ハ之等事務ニ付テハ成ルヘ
ク右專任官ヲシテ之ヲ掌ラシムルヲ要スルコト言フ俟タスト雖裁判
權其ノ者カ領事官ニ屬スルモノタル以上必要ノ場合ニ領事官自身裁
判ヲ爲シ又ハ已ムヲ得サル場合ニ他ノ館員ヲシテ此等ノ事務ヲ處理
セシムルヲ妨ケサルハ自明ノ理タリ

(ニ)元來司法事務專家ヲ領事館ニ置カントスル目的ハ前項ノ如ク領事
館ニ於ケル司法事務及登記事務ヲ掌ラシメ以テ從來ノ缺陷ヲ補ハン
トスルト同時ニ一方支那ノ司法制度及其ノ運用ノ實際並一般法制ヲ
研究セシメ他日支那ニ於ケル帝國領事裁判權ノ際法律顧問其ノ他

ノ名義ヲ以テ本邦人關係裁判ニ立會ハシムルノ案地ヲ造リ置カント
スルニ在リ 但シ後者ハ之ヲ官制ノ上ニ明記シ難シト認メタルカ故
ニ態ト之ヲ省キタル次第ナルモ本省ハ宜シク司法事務官及司法書記
ニ内訓シテ支那ノ司法制度竝一般法制ニ關シ詳密ナル調査研究ヲ命
スルノ必要アルコト聚訟ヲ要セス

二、官制案第二條ニ司法事務官ノ定員ヲ十五人トシ司法書記ノ定員ヲ二
十三人トシタルハ大正六年ヨリ同十年ニ至ル五ケ年間各領事館ノ取
扱ニ係ル司法事務ノ件數及最近ニ於ケル各館管轄區域内ノ在留邦人
數ヲ基礎トシテ算定シタルモノニシテ裁判事務ニ從事スヘキ司法事
務官ノ兼任地トシテ總テノ在支領事館及分館ヲ網羅セントスル其ノ
理由ハ支那ノ如何ナル場所ニ在住スル邦人ト雖官制上ニ於テハ一律
専門家タル司法事務官ノ裁判ヲ受ケ得ルノ途ヲ開キ置クコト權衡上

必要ナリト認メタルニ依ル

官制案第三條ハ司法事務官及司法書記ハ在支那各領事館ニ館員トシ
テ分屬スヘキモノナルコトヲ明ニセントスル趣旨ナリ

第二、高等官官等俸給令改正案

別表第一表ノ改正ハ司法事務官ノ官等ヲ領事又ハ副領事ト同様三等乃至
七等タラシムル趣旨ナリ

別表第三表ノ改正ハ司法事務官ノ俸給ヲ領事又ハ副領事ト同一ナラシム
ル趣旨ナリ

第三、司法事務官及司法書記ノ給與ニ

關スル勅令案

一、給與

(イ) (勅令案第一條) 司法事務官及司法書記ニ對シテハ待命ノ規定ヲ設
ケス又前述ノ通り一般館務ニ付テ領事ヲ代理シ得サルモノナルカ故ニ

待命、代理及分館主任ニ關スル規定ヲ除キ其ノ俸給其ノ他ノ給與ニ關シ在外公館費用條例ヲ準用スルコトトセリ但シ該條例中第四章經費ニ關スル規定ノ適用ナキハ勿論トス

尙ホ在勤俸等ニ關シ五等以上ノ司法事務官ハ領事ト看做シ六等及七等ノ司法事務官ハ副領事ト看做スコトトセリ

是レ五等以上ノ者ハ之ヲ總領事館ニ配置シ領事館ニハ成ルヘク六等以下ノ者ヲ配置シ以テ領事トノ權衡ヲ保タシメントスルノ趣旨ナリ。六等以下ノ司法事務官ヲ領事官補ト看做サスシテ副領事ト看做スコトトセルハ司法事務官ハ其ノ職掌柄成ルヘク妻ヲ任地ニ伴ハシムルヲ便利ト認メタルニ依ル(副領事ハ妻加俸ヲ受ケ領事官補ハ之ヲ受ケス)司法書記ノ給與ニ關シテハ外務書記生ノ例ニ準スルコトトセリ

二、(同第二條) 外交官領事官赴任及賜暇規則ヲ司法事務官及司法書記

ニモ準用スルコトトシタルモノニシテ別段ノ説明ヲ要セス

尙司法事務官及司法書記ノ休暇ニ關シテハ當然在外公館職員休暇規程ノ適用アルヘキニ依リ別段ノ規定ヲ要セス

大正六年勅令第二百三十二號(外國在勤者等臨時増給ノ件)モ亦別段ノ規定ヲ要セス當然司法事務官及司法書記ニ適用アルヘシ

第四、司法事務官及司法書記特別

任用令案

- 一、司法事務官、司法事務官ハ第一ニ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用スルコトトセリ而シテ臺灣總督府法院及關東都督府法院ノ判官及檢察官ハ臺灣總督府條例第五條第二項、明治三十二年勅令第三百號及關東都督府判官及檢察官任用令ノ規定ヲ以テ何レモ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル

著ノミニ限ラレ居ルモ朝鮮總督府判事及檢事ニ至テハ明治四十三年制
令第六號ヲ以テ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者
ヨリ之ヲ任用スルト同時ニ裁判所構成法ニ依リ司法官試補タル資格ヲ
有スル者ノ中ヨリ朝鮮總督府司法官試補ヲ命シ朝鮮總督府司法官試補
實務修習及試験規則ニ依リ試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ之ヲ任用スル
コトトナリ居レリ是レ本勅令案第一條後段ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ
尙朝鮮總督府ニ於テハ明治四十三年制令第七號ヲ以テ一定ノ資格ヲ有
スル朝鮮人ヲ朝鮮總督府判事又ハ檢事ニ任用スルコトヲ得ル旨ノ規定
ヲ設ケ居レルカ本勅令案第一條後段ノ適用ニ付キ之ヲ除外セザリシ理
由ハ在支領事館ニ於テモ間島ノ如キ朝鮮人ニ關スル事件ノ繁多ナル場
所ニ於テハ將來或ハ朝鮮人タル司法事務官ヲ置クノ必要ヲ見ルニ至ル
ヤモ計リ難キヲ豫想シタルニ依ル

二、司法書記、司法書記任用ノ資格トシテ二年以上裁判所等ノ書記ノ
職ニ在リタルコトヲ必要條件トセル理由ハ司法書記ノ領事館ニ於ケル
地位ハ裁判所等ニ於ケル書記ト其ノ事情ヲ異ニシ司法事務及登記事務
ニ關スル實務ノ專任官ト爲ルモノナルカ故ニ特ニ實務上ノ經驗ニ富メ
ル者ノ中ヨリ之ヲ採用スルノ必要アリト認メタルニ依ル

第五、司法事務官ノ檢事兼任ニ關スル勅令案

裁判所構成法第六十九條ハ「五年以上判事タル者又ハ五年以上檢事、帝
國大學法科教授若ハ辯護士ニシテ判事ニ任セラレタル者ニ非サレハ控訴
院判事ニ補セラルルコトヲ得ス」ト規定シ同第七十條ニハ十年以上前記
ノ職ニ在リタル者ニ非サレハ大審院判事ニ補セラルルコトヲ得サル旨ヲ
規定セリ從テ未タ之等ノ資格ヲクシテ判事若ハ檢事ヨリ司法事務官ニ轉
シタル者ハ其ノ在任中前記ノ資格ヲ得ルノ年限ヲ中斷セラルルノ結果ト

爲リ斯クテハ到底有能ノ士ヲ誘致シ難カルヘキニ付キ司法事務官ヲシテ
檢事ヲ兼任セシムルコトトセハ(判事ハ其ノ性質上他官ヨリ之ヲ兼任ス
ルコトヲ許サズ、檢事ニ至テハ別段ノ規定ヲ要セスシテ之カ兼任ヲ命シ
得ヘシ)懲戒法第七十一條ノ規定ニ依リ司法事務官在任中ノ年限ハ當然
前記所定ノ年限ニ通算セラルルコトナリ以テ此處ヲ除キ得ヘシ、而シ
テ兼任檢事ハ亦檢事ノ定員(判事檢事官等俸給令)ニ算入セラルルコト
トナルヘキニ付キ之ヲ除外セムカ爲メ本勅令案ノ規定ヲ設ケタルモノト
ス

「参考」

一 任用

司法事務官及司法書記ノ任用、
權限及待遇ニ關スル問題

司法事務官及司法書記ノ設置ハ領事官カ司法専門家ニ非サルヨリ來ル賄
種ノ缺陷ヲ補ハムトスルニ在ルカ故ニ其ノ任用ニ付テハ大體ニ於テ司法
事務官ハ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者又ハ朝鮮
總督府判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者トシ司法書記ハ相當年限間裁判
所書記ノ職ニ在リタル者トスルコト異論ナキ所ナリトス

一 職務權限

司法書記ノ職務權限ハ裁判所書記ト同一ナラシムルコトニ於テ異論ナキ
モ司法事務官ノ職務權限ニ至リテハ其ノ職務ハ内地ノ判事若ハ檢事ト同
一ナリトスルモ自己ノ名ニ於テ裁判權ノ行使ヲ認ムヘキヤ否ヤハ現行法

規ノ解釋其ノ他人選ノ關係等ニ於テ相當困難ナル問題ナリ而シテ此點ニ付テハ大體左ノ三案ヲ想像スルコトヲ得ヘシ

第一案

現行領事官ノ職務ニ關スル制ヲ改正シ同第六條ニ依リ領事官ニ與ヘラレタル裁判權ヲ司法事務官ニ移シ司法事務官ヲシテ自己ノ權限トシテ裁判權ヲ行使シ得ルモノトスルト共ニ司法事務ノ關スル限リ其ノ監督權ヲ司法大臣ニ移スモノトス其ノ理由トスル所次ノ如シ

(一) 現行法規ヲ改正セサル前提ノ下ニ司法事務官ヲ設置セントスレハ勢司法事務官ヲシテ領事官ノ代理トシテ裁判權ヲ行使セシムルモノト爲ササルヘカラス然レトモ凡ソ代理ハ本官ニ於テ病氣其ノ他公務上支障アル場合ニ於ケル變則ニシテ常ニ支障ヲ生スト云フハ頗ル穩當ナラス

(二) 領事官ノ代理タル以上ハ場合ニ依リ領事官自身ニ於テ裁判權ヲ行使スルコトヲ認メサルヘカラサルノミナラス時ニ領事官ノ制肘ヲ受クルコトヲモ豫想セサルヘカラス斯ノ如キ地位ハ司法事務官トシテ優秀ノ士ヲ招致スル所以ニ非ス

(三) 領事館ニ於ケル司法事務ノ刷新ヲ圖ラムカ爲テ專門ノ司法官ヲ設置スル以上ハ事務ノ性質ニ鑑ミ之カ監督權ヲ司法大臣ニ移スニ非サレハ所期ノ目的ヲ達スルコト困難ナリ

第二案

現行領事官ノ職務ニ關スル制ニ關ルルコトナク領事官ノ裁判事務ノ改善ヲ圖ラムトスルモノニシテ之カ爲司法事務官ハ自己ノ權限トシテ裁判權ヲ行使スルコトヲ認メス常ニ領事官ノ代理トシテ裁判ヲ爲スヘキモノトス蓋シ領事館員ノ領事官ノ代理トシテ爲シタル裁判ノ有效ナルハ大審院

判例ノ認ムル所ナルヲ以テ此ノ點ニ於テ何等ノ不都合ナキノミナラス領事裁判ノ性質上領事官ニ於テ自ら裁判權ヲ行使シ得ルノ餘裕ヲ存シ置クコト場合ニ依リ必要ナルヘケレハナリ今暫ク本案ニ據リ別紙ニ官制案ヲ掲ク

第三案

司法事務官ノ裁判權代理及監督權移管ノ問題ヲ避ケンカ爲司法事務官ニ代ヘ司法事務專掌ノ領事官ヲ設グントスルモノニシテ其ノ骨子トスル所凡ソ次ノ如シ

- (一) 支那ニ駐在シ專ラ司法事務ニノミ從事スル領事官ヲ特設スルコト
- (二) 其官名ハ單ニ現行官制ノ如ク領事、副領事、領事官補トスルコト而シテ其ノ任命ハ特別任用トスルコト
- (三) 司法事務ニノミ從事スル領事官ヲ設置シタル領事館ニ於テハ其ノ領

事ハ裁判權アルモノトスルコト

- (四) 特別ノ場合ヲ除ク外司法事務ヲ專掌スル領事ヲ置キタル領事館ノ司法事務ハ領事館長ノ代理關係ヲ離レ專掌領事官ノ本務トスルコト

- (五) 司法事務專掌ノ領事ハ官等ノ如何ニ拘ハラズ司法事務以外ノ事務ニ付總領事領事ヲ代理セシメサルコト

三 待遇

司法事務官及司法書記ノ待遇ニ付テハ司法事務官ハ奏任司法書記ハ判任トシ司法事務官ニシテ高等官五等以上ノ者ハ領事高等官六等以下ノ者ハ副領事ト看做シ司法書記ハ外務書記生ト看做シ特命、代理、分館主任及兼任地ニ關スル規定ヲ除キ在外公館費用條例ヲ準用スルモノトス(別添官制案參照)ルニ於テ異論ナカルヘク尙司法事務官ニ付テハ其ノ在任中控訴院判事又ハ大審院判事タル資格(裁判所構成法六九、七〇參照)ヲ得

ルノ年限ヲ申斷セラルルノ虞ナカラシメンカ爲之ヲシテ繪事ヲ兼任セシ
メ同時ニ右ノ新事ヲ以テ定員外トスルコト肝要ナルヘシ

「参考」
在支帝國領事館管轄區域内在留本邦人（臺灣籍民及朝鮮人ヲ含ム）人口表

上	奉	天	安	長	間	局	牛	濟	鐵	頭	廣	狗
海	天	津	東	春	島	子	莊	南	嶺	道	東	鹿
大正九年六月末現在	三四三七一	七〇〇一	一二九一五四	一二五四五	二五〇〇三四	七四九	八二六七	二〇四一	一九五六二	一七〇〇	三七〇	三五三四
大正十年六月末現在	一七七九四	七三八九五	六七九九	八八〇七九	一四三七七	一五三六四二	一〇七五	八五五三	一九四二	二五〇四七	五七一八七	三八四

赤 隆	九 江	杭 州	沙 市	蘇 州	重 慶	揚 州	廣 東	頭 道 溝	長 沙	
1	1	1	1	1	1	1	1	27	1	和解
1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	督促
1	1	1	1	1	1	1	1	16	1	民訴
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	執行
1	1	1	1	1	1	1	1	9	4	刑公
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	逮捕
1	1	1	1	1	1	1	1	33	1	取 扱 事
1	1	1	1	1	1	1	1	82	5	計

吉 林	瀋 陽	南 京	汕 頭	芝 罘	哈 爾 濱	漢 口	齊 齊 哈 爾	琿 春	瀋 州	廈 門	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	和解
1	6	1	1	5	1	1	1	1	1	1	督促
1	5	1	1	3	1	1	1	1	1	1	民訴
1	9	1	1	6	1	1	1	1	1	3	執行
6	14	2	1	18	20	19	4	55	28	24	刑公
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	逮捕
15	23	3	1	40	22	4	2	1	39	27	取 扱 事
21	57	4	1	73	43	23	6	55	68	58	計

省	和	督	民	執	刑	公	檢	取	計	
吉林	遼陽	南京	汕頭	芝罘	哈爾濱	漢口	齊々哈爾	彈	福州	廈門
1	1	1	1	1	1	1	26	1	1	1
1	28	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	18	1	1	1	1	1	1	1	4	1
1	9	1	1	1	2	1	1	1	1	1
7	38	3	5	4	33	54	33	41	19	12
1	4	1	1	2	1	1	2	1	2	2
10	76	3	1	1	39	6	15	21	48	35
17	173	6	5	4	74	63	48	90	67	51

和	督	民	執	刑	公	檢	取	計	
上海	奉天	天津	安東	長春	閩島	周子街	牛莊	濟南	鐵嶺
1	1	5	1	1	1	1	1	1	1
47	26	1	1	1	1	1	1	1	1
13	37	10	1	1	1	1	1	1	1
22	19	1	1	1	1	1	1	1	1
38	129	50	65	50	41	48	48	48	48
1	13	1	1	1	1	1	1	1	1
47	72	56	48	70	61	33	64	11	72
167	396	121	217	143	148	112	125	173	173

大正七年度裁判事件表

赤峰	九江	杭州	沙市	蘇州	重慶	狗鹿	廣東	頭道溝	長沙	
										和解
								三		督促
								二八		民訴
								六		執行
						六	三	一四	七	刑公
										豫審
								二四		取檢
						六	三	七五	七	計

吉林	遼陽	南京	汕頭	芝罘	哈爾濱	漢口	齊々哈爾	琿春	福州	廈門	
			一					一二			和解
	二一										督促
	二〇									一	民訴
	一七								四		執行
一九	五九	五	八	一	三八	三七	五五	六七	六	一三	刑公
	四				二		一	二		三	豫審
三四	八八	四	四		五二	五	二一	一六	二二	一八	取檢
五三	二〇九	九	一三	一	九二	四二	七七	一四七	三二	三五	計

省	吉林	遼陽	南京	油	芝	哈爾濱	漢口	齊齊哈爾	遼寧	福州	廈門	和解	督促	民訴	執行	刑公	豫審	取	檢	計
大正九年十月二日領事館失製表不能	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	八九									二	一									
	四九									二	七									
	四七						一一	一		一	一									
	四二					三八	三三	四七		九	四一									
	三					五		一		七	九									
	七一					九〇	六	九		二四	二三									
	三〇一					一三三	五〇	五九		四四	八〇									

取調中

鐵嶺	濟南	牛莊	周子街	問島	長春	安東	天津	奉天	上海	和解	督促	民訴	執行	刑公	豫審	取	檢	計	
二	一	一	一	一	一		一	一	一										
一一	一	一	一	二	一二		一二	一八二	五四										
一三	一六	一	一一	三五	三八		一一	一〇一	二八										
一〇	四	一	六	一五	二一		一	七	四										
三三	一七	一	六	三五	一二二		一七	二〇	一五										
四	一	一	二	一	一八二		二	八	一										
八九	一九	一	一七	八一	一一一		四五	三一六	二七										
一六二	五六	一	四三	一八九	四二二		八八	八〇四	一六九										

大正九年廢裁判事件表

長春	廈門	福州	濟南	漢口	哈爾濱	芝罘	汕頭	南京	遼陽	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
43	3	1	1	1	22	1	1	1	27	83
55	17	1	1	1	44	1	1	1	51	137
61	3	1	1	1	21	1	1	1	19	100
130	4	1	1	27	40	3	3	3	25	207
5	1	2	1	1	3	1	1	1	1	20
207	5	13	3	7	66	1	1	1	5	277
601	33	25	6	34	196	3	4	4	7	607

大正十年裁判事件數

(大正十一年三月十七日調)

長沙	頭道溝	廣東	拘鹿	重慶	蘇州	沙市	杭州	九江	赤嶺	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
1	17	1	1	1	1	1	1	1	1	27
1	27	1	1	1	1	1	1	1	1	38
1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	13
1	13	2	2	1	1	1	1	2	1	18
1	18	1	1	1	1	1	1	1	1	20
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
1	83	2	2	1	2	1	1	3	1	90

備考
 登記簿未著ノ領事館ノ左ノ通
 上海、奉天、安東、開島、扁子街、牛莊、鐵嶺、琿春、頭道溝ナリ

濟南	和解	督促	民訴	執行	刑公	豫審	取檢 取波	計
四	二	一五	二八	一一	一	一七	七七	

天津	成都	宜昌	赤峰	九江	杭州	蘇州	重慶	綏遠	廣東	長沙	吉林	和解
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	督促
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	民訴
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五	執行
二〇	一	一	一	一	二	五	一	一	一	六	八	刑公
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	豫審
四七	一	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一六	取檢 取波
九〇	一	一	二	一	四	五	一	一	一	六	三二	計

秘

第六十三回（臨時）參事官會議議事要録

大正十一年三月二十三日（木曜）午前十時半開議、午後一時散會

出席 林、菊地、小村、花岡、松永、河合、杉村、矢田部

重光、北田、米澤事務官

（缺席 餘延、木村、青木、湯田、武富）

議題

（一）司法事務官制度創設ノ件（議案第四十七號附聯）

（條約局提出）

（二）官補養成内規實施ノ件（議案第六十四號）

（前同ノ續）

（一）司法事務官制度創設ノ件

（1）本案趣旨ニ關シ

本件ハ發ニ大藏當局ヨリ本年度豫算ニ組入レ難シトノ理由ニ依リ
其發行權トナリ居リタル所々同華府會議ノ決議ヲ實施スル爲メ本

省内ニ設置ヲ見タル支那司法制度調査準備委員會第三回會議ノ決
議ノ結果主トシテ將來支那ニ於テ治外法權力撤去セララルル場合ニ
備フル爲メ本案ヲ復活シテ更ニ財務當局ト折衝シ追加豫算ニ組入
レテ本年夏期ニ開カルヘキ臨時議會ノ協議ヲ經ントスルモノナル
カ本案ノ趣旨ハ已ニ發ニ參事官會議ノ議定ヲ經タル處ト同一ニシ
テ唯司法官ノ定員數ヲ多少増加シタルニ過キス從ツテ之ニ關
スル實質的ノ討議ヘ已ニ業ニ完了シメルモノニシテ唯司法省側ト
ノ從來ノ交渉經過ニ徴スルニ領事ノ職務ニ關スル現行法律ヲ存續
セシメ司法官ハ事實上領事ノ有スル裁判權ヲ代理行使スルニ止ム
トナスコトニ付テハ司法權獨立ノ純理的見地ヨリ見テ司法省側ニ
於テ之カ同意ヲ難スルノ色アリ現ニ先般ノ交渉ノ際ニモ外務省ハ

本案ニ依リ司法官カ領事ヲ代理シテ裁判ヲ爲スハ領事ノ有スル裁判權ヲ事實上代理シテ行使スルノ意ニ解セシメテ交渉シタルニ不拘司法省ハ之ヲ以テ全ク司法官カ自己ノ裁判權ヲ行使スルモノナリトノ一方的解釋ヲ下シテ僅カニ之ニ同意スルニ折合タル成行モアル處右ノ如ク「代理」ノ意義ニ付二省カ異リタル解釋ヲ採ルハ面白カラサルヲ以テ今回ノ交渉ニ際シテハ司法省側ヲシテ克ク帝國カ華府會議ノ決議ニ基キ生シントシツツアル支那ニ於ケル新事態ニ適應セサルヘカラサルノ大目的ヲ了解セシメ此際出來得ル限リ描象的理論ヲ捨テテ右國家全般ノ大目的ニ從ツテ行動スル機配破スルニ決シ早速司法省側ト交渉ヲ試ムルコトトシ若シ右交ハ結果所期ノ目的ヲ達シ得サル場合ニハ更テニ外務省トシ、上記ノ

目的進行上採ルヘキ適當ナル措置ヲ取究スルコトニ意見一致セリ尙津關長ヨリ本案ハ主トシテ將來支那ニ於テ治外法權カ撤去セラルル場合ニ對スル準備行爲ナルノ點ニ重キヲ置キテ司法、大藏當局乃至議會ニ對シ折衝スルヲ可トスヘントノ注意アリ且小村參事官ヨリ司法事務官ノ設置ハ管ニ領事裁判權撤廢ニ處スル準備行爲トシテ緊要ナルノミナラス更ラニ支那ニ於ケル我カ領事裁判ノ現狀ハ直チニ之ヲ改革セサルヘカラサルノ事情アリ從來此ノ點カ大藏當局等ノ諒解スル所トナラサリシハ頗ル遺憾ニシテ右ハ今回ノ交渉ニ際シ時ニ力ヲ入レテ説明スルヲ要スヘント述ヘ更ラニ司法事務官創設ニ付注意ヲ要スル點點ヲ舉ケ其内殊ニ司法部内ノ進村ヲ勝致スルコトハ支那ニ於ケル我カ施設ノ價値ヲ

同國並列國ヲシテ認識セシムル爲絶對ニ必要ニシテ之カ目的ヲ達スル方法ハ結局司法事務官ヲ優遇スルコトニ歸着スヘク右ニ關シテハ先年幣原次官ヨリ鈴木次官ニ對シ公然口約セル所モアリ尙々今後外務省トシテハ出來得ル限り之カ具體的優遇策ヲ講スルコト必要ナルヘク司法省側トノ交渉ニ際シテハ特ニ此ノ點ニ付充分諒解ヲ遂クル様致度シトノ認識アリ一同之ニ贊同セリ

(2) 次テ本案ノ逐條審議ニ入り

官制案ニ關シテハ第一條ノ字句ヲ二三修正シタル外別ニ異議ナク司法事務官ノ給與規程勅令案ニ付

第一條中高等官五等以上ノ者ハ領事ニ準シ六等以下ノモノハ副領事ニ準スルコトトナセルカ右ノ結果例ヘハ在勸俸ニ付五等ト六等

ノ司法事務官ノ間ノ差額過大ニ失シ不權衡ヲ生スル虞ナキヤトノ實議出テ又松永會計課長ヨリ本案給與ニ關スル諸規定ハ會計規則ノ變更モアルコトナルヲ以テ第二次ノ問題トシテ更ラニ立案致度シトノ提議アリ之ヲ後日ノ問題トスルコトニ決定シ
特別任用合案ニ關シ

第二條中司法書記ノ任用資格タル裁判所書記ノ在職年限ニ關スル制限規定ハ第一條トノ權衡上之ヲ削除シ右ノ點ニ付テハ規程運用ノ際考慮スヘキコトニ決シテ本案ヲ可決セリ

(二) 官補養成内規實施ノ件

前同ノ原案附議ノ條ヲ移付參事官ノ提案(議案第六十四號關聯一)ヲモ議スルコトトシ各項ニ付キ詳細ニ附議シタルカ其ノ結果右ニ案記

載ノ各項目中前後二回ノ會議ニ於テ審議ノ未確定ナル事項ヲ更ラニ
次回迄ニ一掃シテ之ヲ最終的審議ニ付スルコトトシ散會

本館長より司法事務官の事務

説明

第一、司法事務官官制案

本官制案ノ主旨ハ法律（明治三十二年法律第七〇號領事館ノ義務ニ
關スル制）ノ規定セル領事裁判制度其ノ者ニハ何等變更ヲ加フルコ
トナク専門家ヲ領事館員ニ採用シテ専ラ司法事務及登記事務ヲ擔
任セシメ以テ此等ノ事務執行ニ關スル從來ノ缺陷ヲ補ハントスルト
同時ニ一方支那ノ司法制度及其ノ運用ノ實際並一般法制ヲ調査研究
セシメ以テ他日支那ニ於ケル帝國領事裁判權擴張ノ際支那側ノ裁判
ヲ監視シ其ノ他之カ爲設ケラルルコトアルヘキ施設ニ與ラシムルノ
素地ヲ作り置カムトスルニ在リ

一、職務、

（巨號用紙）

外務省

(已) 號用紙

(イ) 司法事務官及司法書記ノ職務ハ官制案第一條ノ示ス如ク領事館ニ於ケル「訴訟事件並非訟事件ニ關スル事務及登記事務」ニ従事スルニ在リ而シテ司法事務官ハ判事若ハ檢事ノ事務ヲ掌リ司法書記ハ裁判所書記ノ事務ヲ掌ルモノトス

「訴訟事件及非訟事件ニ關スル事務並登記事務」ナル字句ハ領事官ノ職務ニ關スル制第六條ニ使用セル字句ヲ其ノ儘採用シタルモノナリ

(ロ) 司法事務官及司法書記ハ司法事務及登記事務ニ従事セシムル爲特ニ之ヲ設置シタルモノナルカ故ニ領事官ハ之等事務ニ付テハ成ルヘク右專任官ヲシテ之ヲ掌ラシムルヲ要スルコト言フ俟タスト雖裁判權其ノ者カ領事官ニ屬スルモノタル以上必要ノ場合

外務省

(已) 號用紙

ニ領事官自身裁判ヲ爲シ又ハ已ムヲ得サル場合ニ他ノ館員ヲシテ此等ノ事務ヲ處理セシムルヲ妨ケサルハ自明ノ理タリ

(ハ) 元來司法事務専門家ヲ領事館ニ置カントスル目的ハ前記ノ如ク領事館ニ於ケル司法事務及登記事務ヲ掌ラシメ以テ從來ノ缺陷ヲ補ハントスルト同時ニ一方支那ノ司法制度並一般法制ヲ研究セシメ他日支那ニ於ケル帝國領事裁判權ノ際法律顧問其ノ他ノ名義ヲ以テ本邦人關係裁判ニ立會ハシムルノ素地ヲ造リ置カントスルニ在リ但シ後者ハ之ヲ官制ノ上ニ明記シ難シト認メタルカ故ニ態ト之ヲ省キタル次第ナルモ本省ハ宜シク司法事務官及司法書記ニ内訓シテ支那ノ司法制度並一般法制ニ關シ詳密ナル調査研究ヲ命スルノ必要アルコト 說ヲ要セス

外務省



二、官制案第二條ニ司法事務官ノ定員ヲ十五人トシ司法書記ノ定員ヲ二十三人トシタルハ大正六年ヨリ同十年ニ至ル五ケ年間各領事館ノ取扱ニ係ル司法事務ノ件數及最近ニ於ケル各館管轄區域内ノ在留邦人數ヲ基礎トシテ算定シタルモノニシテ裁判事務ニ従事スヘキ司法事務官ノ兼任地トシテ總テノ在支領事館及分館ヲ網羅セントス其ノ理由ハ支那ノ如何ナル場所ニ在住スル邦人ト雖官制上ニ於テハ一律専門家タル司法事務官ノ裁判ヲ受ケ得ルノ途ヲ開キ置クコト權衡上必要ナリト認メタルニ依ル

官制案第三條ハ司法事務官及司法書記ハ在支那各領事館ニ館員トシテ分屬スヘキモノナルコトヲ明ニセントスル趣旨ナリ

第二、高等官官等俸給令改正案

外務省

別表第一表ノ改正ハ司法事務官ノ官等ヲ領事又ハ副領事ト同様三等乃至七等タラシムル趣旨ナリ

別表第三表ノ改正ハ司法事務官ノ俸給ヲ領事又ハ副領事ト同一ナラシムル趣旨ナリ

第三、司法事務官及司法書記ノ給與ニ關スル勅令案

一、給與

(イ) (勅令案第一條) 司法事務官及司法書記ニ對シテハ待命ノ規定ヲ設ケス又待命、代理及分館主任ニ關スル規定ヲ除キ其ノ俸給其ノ他ノ給與ニ關シ在外公館費用條例ヲ準用スルコトトセリ但シ該條例中第四章經費ニ關スル規定ノ適用ナキハ勿論トス

外務省



(已 號 用 紙)

尙在勤修等ニ關シ五等以上ノ司法事務官ハ領事ト看做シ(此ノ點
再考中)六等及七等ノ司法事務官ハ副領事ト看做スコトトセリ
是五等以上ノ者ハ之ヲ總領事館ニ配置シ領事館ニハ成ルヘク六等
以下ノ者ヲ配置シ以テ領事トノ權衡ヲ保タシメントスルノ趣旨ナ
リ、六等以下ノ司法事務官ヲ領事官補ト看做サステ副領事ト看
做スコトトセルハ司法事務官ハ其ノ職掌柄成ルヘク妻ヲ任地ニ件
ハシムルヲ便利ト認メタルニ依ル(副領事ハ妻加係ヲ受ケ領事官
補ハ之ヲ受ケス)

二、(同第二條)外交官領事官赴任及暇規則ヲ司法事務官及司法書記
ニモ準用スルコトトシタルモノニシテ別段ノ説明ヲ要セス

外 務 省

(已 號 用 紙)

尙司法事務官及司法書記ノ休暇ニ關シテハ當然在外公館職員休暇
規程ノ適用アルヘキニ依リ別段ノ規定ヲ要セス

大正六年勅令第二百三十二號(外國在勤者等臨時増給ノ件)モ亦
別段ノ規定ヲ要セス當然司法事務官及司法書記ニ適用アルヘシ

第四、司法事務官及司法書記特別任用
令案

一、司法事務官、司法事務官ハ第一ニ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ
檢察官タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用スルコトトセリ而シテ
臺灣總督府法院及關東都督府法院ノ判官及檢察官ハ臺灣總督府條
例第五條第二項、明治三十二年勅令第三百號及關東都督府判官及
檢察官任用令ノ規定ヲ以テ何レモ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢

外 務 省

(目録用紙)

事タル資格ヲ有スル者ノミニ限ラレ居ルモ朝鮮總督府判事及檢事ニ至テハ明治四十三年勅令第六號ヲ以テ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用スルト同時ニ裁判所構成法ニ依リ司法官試補タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ朝鮮總督府司法官試補ヲ命シ朝鮮總督府司法官試補實務修習及試験規則ニ依リ試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ之ヲ任用スルコトナリ居レリ是レ本勅令案第一條後段ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ
尙朝鮮總督府ニ於テハ明治四十三年勅令第七號ヲ以テ一定ノ資格ヲ有スル朝鮮人ヲ朝鮮總督府判事又ハ檢事ニ任用スルコトヲ行ル旨ノ規定ヲ設ケ居レルカ本勅令案第一條後段ノ適用ニ付キ之ヲ除外セサリシ理由ハ在支領事館ニ於テモ間島ノ如キ朝鮮人ニ關スル

外務省

(目録用紙)

事件ノ繁多ナル場所ニ於テハ將來或ハ朝鮮人タル司法事務官ヲ置クノ必要ヲ見ルニ至ルヤモ計リ難キヲ豫想シタルニ依ル
二、司法書記、司法書記任用ノ資格ハ裁判所等ノ書記ノ職ニ在リタルモノトス此ノ點ニ關シテハ別段ノ説明ヲ要セス

第五、司法事務官ノ檢事兼任ニ關スル勅令案

裁判所構成法第六十九條ハ「五年以上判事タル者又ハ五年以上檢事、帝國大學法科教授若ハ辯護士ニシテ判事ニ任セラレタル者ニ非サレハ控訴院判事ニ補セララルコトヲ行ス」ト規定シ同第七十條ニ「八十年以上前記ノ職ニ在リタル者ニ非サレハ大審院判事ニ補セララルコトヲ行サル旨ヲ規定セリ從テ未タ之等ノ資格ナクシテ判事若ハ檢事ヨリ司法

外務省

事務官ニ轉シタル者ハ其ノ在任中前記ノ資格ヲ得ルノ年限ヲ中斷セラ
ルルノ結果ト爲リ斯クテハ到底有能ノ士ヲ誘致シ難カルヘキニ付キ司
法事務官ヲシテ檢事ヲ兼任セシムルコトトセハ（判事ハ其ノ性質上併
官ヨリ之ヲ兼任スルコトヲ許サス、檢事ニ至テハ別段ノ規定ヲ要セス
シテ之カ兼任ヲ命シ得ヘシ）構成法第七十一條ノ規定ニ依リ司法事務
官在任中ノ年限ハ當然前記所定ノ年限ニ通算セララルコトトナリ以テ
此憂ヲ除キ得ヘシ、而シテ兼任檢事ハ亦檢事ノ定員（判事檢事官等俸
給令）ニ算入セラルルコトトナルヘキニ付キ之ヲ除外セムカ爲メ本勅
令案ノ規定ヲ設ケタルモノトス

(已號用紙)

外務省

勅令第 號

司法事務官官制

- 第一條 支那國ニ駐在スル領事官ノ行フヘキ訴訟事件及非訟事件ニ
關スル事務並登記事務ニ從事セシムル爲外務部内ニ司法事
務官及司法書記ヲ置ク
- 第二條 司法事務官ハ奏任トシ十五人ヲ以テ定員トス
司法書記ハ判任トシ二十三人ヲ以テ定員トス
- 第三條 司法事務官及司法書記ノ配置ハ外務大臣之ヲ告示ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

外務省

司法事務官及司法書記豫定配置表

官別	館別	司法事務官	司法書記
	間島	一	二
	安東	一	二
	奉天	一	二
	鐵嶺	一	一
	上海	一	二
	哈爾濱	一	一
	賓州	一	二
	長春	一	一
	遼陽	一	一
	牛莊	一	一
	天津	一	二
	廈門	一	二
	漢口	一	一
	濟南	一	一
	福州	一	一
	吉林	一	一
	計	一五	二三

(已號用紙)

外務

勅令第 號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第一表外務省ノ部中貿易事務官ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

司法事務官	同上
司法書記	同上
同上	同上
同上	同上

別表第三表中領事、貿易領事官ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

司法事務官	四五〇〇	一級四、一〇〇	二級三、四〇〇	三級二、七〇〇	四級一、〇〇〇
		一級四、一〇〇	二級三、四〇〇	三級二、七〇〇	四級一、〇〇〇
		二級三、八〇〇	三級三、一〇〇	四級二、四〇〇	三級一、八〇〇
					四級一、四〇〇

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

外務

(已號用紙)



(已號用紙)

勅令 號

第一條 在外公館費用條例ハ待命、代理、分館主任及兼任地ニ關スル規定ヲ除クノ外司法事務官及司法書記ノ給與ニ關シ之ヲ準用ス但シ司法事務官ニシテ高等官五等以上ノ者ハ領事、高等官六等以下ノ者ハ副領事ト看做シ司法書記ハ外務書記生ト看做ス

第二條 司法事務官及司法書記兼任地駐在中ハ到着ノ翌日より出發ノ前日マテ其ノ日數ニ應シ左ノ割合ニ依リ在勤俸ヲ増給ス
司法事務官ニシテ高等官五等以上ノ者ハ 拾五圓以下
司法事務官ニシテ高等官六等以下ノ者ハ 拾貳圓以下
司法書記ハ 拾圓以下

外務

(已號用紙)

第三條 外交官領事官赴任及賜暇規則ハ司法事務官及司法書記ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

外務



(已號用紙)

勅令第 號

司法事務官及司法書記特別任用令

第一條 司法事務官ハ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者又ハ朝鮮總督府判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

第二條 司法書記ハ裁判所、朝鮮總督府裁判所、臺灣總督府法院又ハ關東都督府法院ノ書記ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

外務

(已號用紙)

勅令第 號

司法事務官ニシテ檢事ヲ兼ヌル者ハ之ヲ檢事ノ定員外トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

外務



大正十三年九月二十日
司法事務官及司法書記設置理由書
（七巻九號）

司法事務官及司法書記設置理由書

先般華盛頓ニ於ケル軍備制限會議ハ支那國ニ於ケル治外法權撤去ノ問題ニ關シ一ノ國際委員會ヲ設ケ之ヲシテ同國ニ於ケル治外法權制度實施ノ現狀並同國ノ法律、司法制度及司法運用手續ヲ調査セシメ右委員曾ノ報告ニ基キ各國各本問題ニ關スル態度ヲ定ムヘキ旨決議シタル處文邦現時ノ法律、司法、警察等ノ諸制度ノ實狀ニ鑑ミ前記委員曾カ事實調査ノ結果ハ一時ニ全部治外法權ヲ撤去スヘシトノ勸告ニ出ツルカ編キコトハ到底之ヲ想像スルコト能ハス必スヤ何等カノ方法ニ於テ支那ノ司法權運用ノ實際ヲ監視シ自國人ノ權利防護ノ手段ヲ講スヘシト思考セラル惟フニ帝國ハ本問題ニ關シテハ列國ニ比シ最も重大ナル利害關係ヲ有シ今後何等カノ制限ノ下ニ治外法權

（國）
（司）
（法）
（事）
（務）
（官）
（及）
（司）
（法）
（書）
（記）
（設）
（置）
（理）
（由）
（書）

外務省

（已號用紙）

ノ撤去セラルル場合ニ於テハ在支居留民ノ權利保護ニ付遺憾ナキヲ期スル上ニ於テ支那側ノ裁判運用ノ是非ニ付最も公平適確ナル判斷ヲ下スコトヲ得サルヘカラス而シテ之カ爲ニハ居留民ノ實狀ニ通スルト共ニ支那ノ法律、司法、監獄其ノ他裁判及之カ執行ニ伴フ諸制度並一般行政組織等ノ實際ニ付充分ノ智識ヲ有スルコトヲ要ス之レ司法事務官及司法書記ヲ設置シテ豫メ之等ノ諸點ニ關シ實地ニ付充分調査研究セシメ以テ他日ニ備フルノ要アル所以ナリ尙今日支那ニ於ケル我領事官ノ司法事務ハ專門家ニ非サル領事官ヲシテ之ニ當ラシメツツアルノ結果到底諸種ノ缺陷アルヲ免レス之カ改善ハ年來ノ宿望タリ而シテ前記ノ目的ヲ以テ設置シタル司法專門家ハ又以テ此ノ方面ニ之ヲ利用シ得ヘキヲ以テ本件司法事務官及司法書記ノ設置

外務省



ハ實ニ一舉兩得ノ舉ナリトス

(已 號 川 紙)

外 務 省

司法事務官擔任區域

上海 蘇州 杭州 南京 蕪湖 福州 廈門 汕頭 廣東 宜昌

重慶 成都 沙市 九江 長沙 雲南

天津 赤峰 張家口

奉天 哈爾濱 吉林 牛莊 安東 鐵嶺 (陶鹿、海龍) 遼陽

長春 (農安) 齊々哈爾 鄭家屯 間島 (局子街、頭道溝

琿春) 滿洲里

青島 濟南 芝罘

外 務 省

(已 號 川 紙)



司法書記擔任區域

上海 蘇州 杭州 南京 蕪湖

天津 赤峰 張家口

奉天 鐵嶺(陶鹿、海龍) 遼陽 鄭家屯

青島 濟南 芝罘

漢口 九江 沙市 宜昌 長沙 重慶 成都 雲南

哈爾濱 齊々哈爾 滿洲里

吉林 長春(農安)

廈門 汕頭 廣東

閩島 頭道溝

局子街 琿春

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

牛莊、安東、福州ハ巡回セス

外務省



條約局長

亞細亞局第一課

秘

條約局第三課

朱澤

(已號用紙)

領事裁判事務ニ當ラシムル爲司法官採用ノ件

一、二年以上判事又ハ檢事ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ ^{考案} 十名ヲ外

務事務官ニ採用シ之ニ青島出張ヲ命シ同地領事館ニ於ケル裁判ニ干

與セシム

備考 二年以上判事又ハ檢事ノ職ニ在リタル者ハ奏任文官ノ資格ヲ

有ス(文官任用令第五條一項三號)

二、右裁判干與ノ方法ニ付テハ領事裁判カ領事官ノ權限ニ屬スル關係上

外務事務官ハ自己ノ名ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス又代理資格ヲ有セ

サルヲ以テ領事官ノ代理トシテモ裁判ヲ爲スコトヲ得ス茲ニ於テ便

宜ノ措置トシテ考ヘ得ヘキ方法ハ

領事官ノ名義ニテ外務事務官ヲシテ裁判ヲ爲サシムルコト

外務省

(已號用紙)

ナリ右ハ在滿各領事館ニ於テ行ハルル所ニシテ最モ簡易ナル方法ナ
リト雖其ノ不法ナルコト勿論ニシテ滿洲ニ於テモ近時動モスレハ問
題トナラントスル傾向アルカ上ニ青島領事館ニ提起サルヘキ訴訟事
件中ニハ相當重大ナル問題ヲ包含スヘク斯ノ如キ方法ニ依レル裁判
ニ對シ當事者ヨリ上訴スルコト屢トナルヘキハ想像ニ難カラサル所
右上訴ノ場合内地裁判所ニ於テ無効ノ判決ヲ爲スヘキハ甚々明瞭ナ
ルヲ以テ右ノ方法ハ到底之ヲ行ヒ得ヘキニ非ス
依テ領事官補カ總領事代理トシテ裁判スルコトノ普通實行セラレ居
ル所ナルニ鑑ミ第二ノ便法トシテ
領事官補ヲシテ外務事務官ト共ニ常ニ裁判廷ニ出席セシメ審問等
ノ手續ハ事實上 ^{事務} 務官ニ於テ之ニ當リ判決ハ官補之ヲ爲シ形式上

外務省



0

(已 號用紙)

官補ヲシテ裁判ヲ爲サシムルノ仕組ト爲スコト
 ノ方法ヲ考ヘ得ヘキモ裁判權ナキ事務官ノ審問ハ法律上無効ナルコ
 ト勿論ナルト共ニ斯ノ如キ合議制ハ單獨判事ヲ以テスル領事裁判ノ
 構成ニ背馳スル點ニ於テ既ニ不法ナリ
 由是觀之外務事務官ヲシテ合法ニ裁判ヲ爲サシムルノ途ハ現行官制
 及領事裁判ニ關スル法律上之ヲ求ムルコト不可能ナリ之カ爲ニハ到
 底新ニ法令ヲ發布シテ正當ナル權限ヲ付與スルノ外ナシ其ノ方法次
 ノ如シ
 (イ) 明年七月司法事務官ノ設置迄ノ過渡期間青島ニ於ケル領事裁判事
 務ニ當ラシムル爲司法官ヲ領事ニ任用スルノ特別任用令ヲ制定ス
 ルコト *此方此條を以て明年七月迄に備へるべき事あり*

外 務 省

(已 號用紙)

(ロ) 青島ニ於ケル領事裁判事務ハ當分ノ内司法官ヲシテ之ヲ行ハジム
 ルコトヲ得ル旨ノ緊急勅令ヲ發布スルコト *以年多勅令發布止得ル
 疑問ノ全地あり*
 (ハ) 當分ノ内青島ニ特別裁判所ヲ設ケルコト *全行*
 然レトモ若シ右ノ各方法ニシテ何レモ之ヲ行フニ適切ナラストセハ
 外務事務官ヲシテ正當ニ裁判事務ニ當ラシムルノ方法ハ次ノ二ヲ出
 テス
 (イ) 外務事務官ヲシテ具体的ノ訴訟事件ニ付必要ナル調査ヲ爲シ裁判
 開始前豫メ審問ノ順序、方法、事項等ヲ詳細裁判官タル領事官ニ
 教示セシムルニ止ム即チ事務官ハ法廷ニ於テ審問スルコトナキモ
 ノトス
 (ロ) 司法官ヲ外務事務官ニ採用スル代リニ *新任* 總領事ニ任用スルコト

外 務 省

秘

備考 ^{初任} 總領事ハ特別任用ナルヲ以テ司法官ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得

(已 號用紙)

外 務 省

領事裁判事務ニ當ラシムル爲司法官採用ノ件

條約局第三課

(已 號用紙)

一、二年以上判事又ハ檢事ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ ^{特任} 事務官ニ採用シ之ニ青島出張ヲ命シ同地領事館ニ於ケル裁判ニ干與セシム

備考 二年以上判事又ハ檢事ノ職ニ在リタル者ハ奏任文官ノ資格ヲ有ス(又官任用令第五條一項三號)

二、右裁判ノ與ノ方法ニ付テハ領事裁判カ領事官ノ權限ニ屬スル關係上外務事務官ハ自己ノ名ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス又代理資格ヲ有セサルヲ以テ領事官ノ代理トシテモ裁判ヲ爲スコトヲ得ス茲ニ於テ便宜ノ措置トシテ考ヘ得ヘキ方法ハ
領事官ノ名義ニテ外務事務官ヲシテ裁判ヲ爲サシムルコト

外 務 省

(已號用紙)

ナリ右ハ在滿各領事館ニ於テ行ハルル所ニシテ最モ簡易ナル方法ナ
リト雖其ノ不法ナルコト勿論ニシテ滿洲ニ於テモ近時助モスレハ聞
題トナラントスル傾向アルカ上ニ青島領事館ニ提起サルヘキ訴訟事
件中ニハ相當重大ナル問題ヲ包含スヘク斯ノ如キ方法ニ依レル裁判
ニ對シ當事者ヨリ上訴スルコト屢ミナルヘキハ想像ニ難カラサル所
右上訴ノ場合内地裁判所ニ於テ無効ノ判決ヲ爲スヘキハ甚々明瞭ナ
ルヲ以テ右ノ方法ハ到底之ヲ行ヒ得ヘキニ非ス
依テ領事官補カ總領事代理トシテ裁判スルコトノ普通實行セラレ居
ル所ナルニ鑑ミ第二ノ便法トシテ

領事官補ヲシテ外務事務官ト共ニ常ニ裁判廷ニ出席セシメ審問等
ノ手續ハ事實上^{事務}領事官ニ於テ之ニ當リ判決ハ官補之ヲ爲シ形式上

外務省

(已號用紙)

官補ヲシテ裁判ヲ爲サシムルノ仕組ト爲スコト
ノ方法ヲ考ヘ得ヘキモ裁判權ナキ事務官ノ審問ハ法律上無効ナルコ
ト勿論ナルト共ニ斯ノ如キ合議制ハ單獨判事ヲ以テスル領事裁判ノ
權限ニ背馳スル點ニ於テ既ニ不法ナリ
由是觀之外務事務官ヲシテ合法ニ裁判ヲ爲サシムルノ途ハ現行官制
及領事裁判ニ關スル法律上之ヲ求ムルコト不可能ナリ之カ爲ニハ到
底新ニ法令ヲ發布シテ正當ナル權限ヲ付與スルノ外ナシ其ノ方法次
ノ如シ

(イ) 明年七月司法事務官ノ設置迄ノ過渡期間青島ニ於ケル領事裁判事
務ニ當ラシムル爲司法官ヲ領事ニ任用スルノ特別任用令ヲ制定ス
ルコト
此の旨は存案の旨を以て之を以て領事官に委任する事

外務省



(已號用紙)

(ロ) 青島ニ於ケル領事裁判事務ハ當分ノ内司法官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得ル旨ノ緊急勅令ヲ發布スルコト

(ハ) 當分ノ内青島ニ特別裁判所ヲ設クルコト

然レトモ若シ石ノ各方法ニシテ何レモ之ヲ行フニ適切ナラストセハ外務事務官ヲシテ正當ニ裁判事務ニ當ラシムルノ方法ハ次ノニテ出テス

(イ) 外務事務官ヲシテ具体的ノ訴訟事件ニ付必要ナル調査ヲ爲シ裁判開始前豫メ審問ノ順序、方法、事項等ヲ詳細裁判官タル領事官ニ叙ホセシムルニ止ム即チ事務官ハ法廷ニ於テ審問スルコトナキモノトス

(ロ) 司法官ヲ外務事務官ニ採用スル代リニ總領事ニ任用スルコト

外務省

(已號用紙)

備考 ^{勅令} 總領事ハ特別任用ナルヲ以テ司法官ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得

外務省





大臣

年 月 日 起草
送第 月 日 附 號



總務課長
主任



河合

右の如く意見は其下内探甲あり
高才等関係者あり決然

次官

書記

錫納局

主任

亞細亞局長

才二課

通商局長

高裁案

人事課長

會計課長

朝鮮總督府判事臺灣總督府及關
東廳法院判官ニ領事ヲ兼任セシムル
件

外務省

在支那各領事館ニ於ケル司法事務ハ比
年其ノ數ヲ増加スルノミナラス各種事業ノ
發展ト共ニ事件ノ内容モ亦複雑トナリ
之カ裁決ニ付テハ専門ノ知識ヲ要スルモノ
尠ナカラス然ルニ今日ニ於ケル領事裁判ノ
現況ハ經費ノ都合人員配置ノ關係上領
事官補又ハ書記生ヲシテ其ノ衝ニ當ラ
シメサルヲ得サルノ實情ニ在リ而モ此等ノ



諸官ト雖専門ニ執務スルノ暇ナク各般ノ
事務ヲ掌理スルノ傍之ニ從事スルモノ
ナルヲ以テ勢ヒ周到ノ注意ヲ拂フコト能
ハス從テ多少ノ缺陷ヲ生スルハ實ニ已ム
ヲ得サル所ナリ領事裁判ノ改善ニ付テ
ハ曩ニ高裁ヲ經テ關係各廳ヨリ委
員ノ出席ヲ求メ當省主任官ト共ニ
條約局長主任トシ協議會ヲ開キ各

外 務 省

種ノ方面ヨリ研究ヲ進メツ、アリト雖今
日ノ實況ニ於テハ司法專門家ヲシテ其
ノ衝ニ當ラシムルニ非サレハ到底充分ノ效
績ヲ擧グルコト能ハサルヘシト思料セラル曩
ニ未年度ヨリ實施ノ目的ヲ以テ在支
領事館ニ司法事務官及司法書記ヲ
配置シ之ヲシテ專ラ司法事務ヲ担任
セシムルノ案ヲ樹テタルモ全ク右ノ趣旨ニ

外ナラス然ルニ豫算ノ関係上右ノ計畫ハ
實施困難ニ陥リタルヲ以テ此ノ際便宜
ノ手段トシテ右ノ實施ヲ見ルニ至ルノ間朝
鮮總督府判事臺灣總督府及關東
廉法院判官ニ領事ヲ兼任セシムルノ
途ヲ開キ當省ノ經費ヲ以テ別紙ノ
通各領事館ニ出張セシメ專ラ訴訟
事務非訟事務登記事務ヲ掌理セ

外務省

シムルコトト致シ依テ別紙勅令案ヲ具シ

仰 高裁



勅令案

樞密顧問、諮詢ヲ經テ領事ノ特
任用ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公
セシム

御名 御璽

攝政名

大正 年 月 日

内閣總理大臣

外

外務大臣

第 號

駐東亞總督府判事、臺灣總督府法院判官
東亞總督府判官ハ支那國ニ駐在スル
判官ノ行フヘキ訴訟事件又ハ非訟事
關スル事務及登記事務ニ從事セ
ル爲テ特ニ領事ヲ兼任セシムルコトヲ

書

一 本案ハ判事又ハ判官ニ兼任
領事ガ其ノ資格ヲ充テテ
裁判スルコトニ關シ、其ノ他判事
ノ職務執行ハ、補任ノ必要
ニ考ヘ、之ヲ裁可スルコト
也。案ハ、前年裁判權移後、
判事ノ資格ニ關シ、至極適
當ノ案也。又、前年、判事
ニ付、判事ノ資格ニ關シ、
是ノ他及、不、適、也。



附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

外務省

朝鮮總督府判事 臺灣總督府及
關東廳法院判官ニ領事ヲ兼任セシ
ムル件

一奉天長春哈爾濱遼陽鐵山領安東領
事館出張 關東廳法院判官

右一年ニ四ヶ月(四回出張 毎回一ヶ月)

一 間島總領事館及分館出張 朝鮮總督府判事

右一年ニ三ヶ月(三回出張 毎回一ヶ月)

外 務 省

一 廈門福州汕頭領事館出張 臺灣總督府法院判官

右一年ニ二ヶ月(二回出張 毎回一ヶ月)



(已號用紙)

本案ハ趣旨ニ於テ賛成ナルモ本案通りノ形式ニテハ左記ノ缺點アルカ如シ

一、 本案ニ依ル兼任領事ヲ置キタル場合ハ本任領事ハ裁判事務ヲ行フコトヲ得ストスル趣旨ナリヤ若シ果シテ然ラハ法律ニ依リ與ヘラレタル權限ヲ命令ヲ以テ制限又ハ剝奪スルモノト云ハサルヘカラス

二、 若シ又本任領事モ依然其權限ヲ有ストノ趣旨ナラハ同一場所ニ於テ同一事件ニ關シ同時ニ同一ノ權限ヲ有スル二個ノ機關ヲ

外務省

(已號用紙)

存置スルノモノト云フヘク此ノ如キハ法制上許スヘカラサルコトタルノミナラス實際運用上モ種々ナル困難支障ヲ惹起スルニ至ルヘシト思考ス

外務省